

平成30年10月4日（木曜日）

第 4 号

平成30年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第4号

平成30年10月4日（木曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
笹田 浩 君	
副委員長	
内田 尊之 君	
安住 太伸 君	
小岩 均 君	
久保秋 雄太 君	
白川 祥二 君	
梶谷 大志 君	
中野 秀敏 君	
大崎 誠子 君	花崎 勝 君
富原 亮 君	長尾 信秀 君
橋本 豊行 君	
吉井 透 君	
喜多 龍一 君	

出席説明員

経済部長	倉本 博史 君
経済部観光振興監	本間 研一 君
経済部食産業振興監	中田 克哉 君
経済部次長	加藤 浩 君
食関連産業室長	谷岡 俊則 君
経済企画局長	三島 斉 君
観光局長	近藤 裕司 君
地域経済局長	田畑 洋一 君
産業振興局長	野村 聡 君
労働政策局長	堀 泰雄 君

国際経済室長	田邊 弘一 君
誘客担当局長	槇 信彦 君
環境・エネルギー室長	鳴海 拓史 君
職業能力担当局長	土屋 節子 君
総務課長	佐藤 昌彦 君
食関連産業室参事	沖野 洋 君
経済企画課長	仲野 克彦 君
国際経済室参事	天野 紀幸 君
観光局参事	磯部 政志 君
同	小野寺 淳一 君
中小企業課長	佐藤 隆久 君
地域商業担当課長	斉藤 伸子 君
環境・エネルギー室参事	西岡 孝一郎 君
同	北村 英士 君
雇用労政課長	水口 伸生 君
職業訓練担当課長	内藤 智之 君

教 育 長	佐藤 嘉大 君
教育部長兼教育職員監	坂本 明彦 君
学校教育監	村上 明寛 君
総務政策局長	土井 寿彦 君
学校教育局長	岸 小夜子 君
高校配置担当局長	相馬 哲也 君
指導担当局長	赤間 幸人 君
特別支援教育担当局長	磯貝 隆之 君
生涯学習推進局長	大川 祐規夫 君
教育職員局長	宇田 賢治 君
総務課長	山本 純史 君

施設課長 相川芳久君
教育政策課長 名子学君
服務担当課長 伊賀治康君
高校教育課長 山本明敏君
配置・制度担当課長 櫻井良之君
企画・支援担当課長 平田嘉宏君
義務教育課長 池野敦君
特別支援教育課長 谷垣朗君
教育環境支援課長 川端雄一君
健康・体育課長 山上和弘君
学校教育局参事
(生徒指導・学校安全) 齊藤順二君

生涯学習課長
兼生涯学習推進
センター所長 相内修司君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 永井宏佳君
議事課主査 神澤信宏君
同 伊藤秀和君
同 田中啓之君
同 堤輔君
同 渋谷崇君
同 高橋智嗣君

午前10時1分開議

○笹田浩委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

久保秋雄太委員
梶谷大志委員

であります。

○笹田浩委員長 それでは、議案第1号ないし第3号及び第25号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○笹田浩委員長 10月3日に引き続き、経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

久保秋雄太君。

○久保秋雄太委員 おはようございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、外国人材の活用についてであります。

国は、深刻化する人手不足の状況などを踏まえ、6月に公表した、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針において、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材に関して、就労を目的とした新たな在留資格を創設することを明らかにしました。

本定例会の代表質問で、我が会派の同僚議員から、外国人材の受け入れについて知事の認識と

今後の対応を質問したところでありますが、私からは、少し具体的に伺ってまいりたいと思いません。

私の地元の重要な産業である水産加工業や酪農業などでは、従業員の高齢化が進み、新たに募集をしても応募がないなど、人手不足が深刻化しております。食料基地・北海道を支えているこうした産業の存続が大変厳しい状況にあります。

道では、こうした人手不足の状況をどのように認識し、どのような対応をしていく必要があると考えているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 労働政策局長堀泰雄君。

○**堀労働政策局長** 人手不足の状況などについてであります。本道におきましては、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進む中、景気の緩やかな回復基調のもと、求人が増加する一方で、求職者が減少し、農林漁業や建設業、水産加工などの製造業、介護、福祉など、幅広い業種で人手不足が深刻化しており、地域経済の持続的な発展に向けて、人材の確保が喫緊の課題となっております。

このため、道では、就業環境の改善や生産性の向上はもとより、地域からの人材流出を防止し、道外から人材を積極的に呼び込むとともに、女性、高齢者、外国人材といった多様な働き手の就業を促進するなどして、食関連産業を初め、地域産業を支える人材の確保を図っていくことが重要と考え、各般の施策を推進しているところでございます。

以上です。

○**久保秋雄太委員** 人手不足が深刻化する中、本道で働く外国人の方々は増加傾向にあるということですが、国籍や在留資格、就労している業種などはどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 雇用労政課長水口伸生君。

○**水口雇用労政課長** 外国人の雇用状況についてでございますが、北海道労働局が発表している、外国人雇用状況の届け出状況によりますと、平成29年10月末現在の道内の外国人労働者は、前年同期比で17.7%増加の1万7756人となっております。国籍別では、中国が最も多く、全体の41.1%を占め、次いで、ベトナムが24.6%、フィリピンが6%となっております。

在留資格別では、技能実習が最も多く、全体の48.2%を占め、次いで、専門的・技術的分野の在留資格が18.4%、留学生のアルバイトなどの資格外活動が18.2%となっております。

産業別では、製造業が最も多く、全体の27.8%を占め、次いで、卸売業、小売業が14.1%、教育・学習支援業が12.8%、農業、林業で12.4%となっております。

○**久保秋雄太委員** 在留資格別では、約半数が技能実習であるということですが。技能実習の受け入れについては、これまで最も多かった中国をベトナムが抜いたと聞いております。

一方で、国籍別では、中国が最も多く、ベトナムの2倍弱ということがただいまの御説明からわかりました。

国が骨太の方針で示した、新たな在留資格による外国人材の受け入れは、来年4月のスタート

【第2分科会 10月4日 第4号】

を目指しているとのことですが、それに向けて、どのような考え方のもとで制度設計が進められていくのか、お伺いをいたします。

○水口雇用労政課長 新たな在留資格の考え方についてでございますが、国では、外国人材を受け入れる業種については、生産性の向上や国内人材の確保の取り組みを行っても、なお、その業種の存続、発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種とし、受け入れに関する業種横断的な政府基本方針と業種別の受け入れ方針を定め、これに基づき、外国人材を受け入れるとしています。

外国人材に求める技能水準は、業種を所管する省庁が定める試験等によって確認し、日本語能力水準は、受け入れ業種ごとに、業務上、必要な日本語能力水準を考慮して定めるとしておりました。在留期間は上限を5年とし、滞在中に一定の試験に合格するなど、高い専門性を有すると認められた者は、現行の専門的・技術的分野の在留資格への移行を認めるとしております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 今、考え方、方向性の御説明がありました。

これまで、技能実習と既存の在留資格との間には大きな隔たりがあったところであります。新たに創設される在留資格は、技能実習と専門的・技術的分野の在留資格とを橋渡ししていく役割、つまり、実習で技能を身につけた方が、さらに経験を積み、高度な専門人材として活躍していく道が開けていくのではないかと期待をしております。

食料品製造業や農業、建設業など、人手不足で悩む道内企業からは、新たな在留資格に期待をする声が聞かれるところであります。

対象となる受け入れ業種について、農業、介護、建設、宿泊、造船の5業種であるとか、水産業や製造業、外食なども追加になるとか、さまざまな報道がなされております。地域の企業にとっては、自分の業種が対象になるのかどうか、大変気になるところであります。

国における、受け入れ業種の検討状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○水口雇用労政課長 国における、受け入れ業種の検討状況についてでございますが、人手不足が顕著な業種を所管する省庁においては、業界関係者を集めた説明会や関係団体への意向調査を行うなどして、新たな在留資格の創設に関する情報提供のほか、人手不足の状況や新たな在留資格活用の意向の把握を行っているところであります。

今後、法務省と業種を所管する省庁において、業界の意向などを踏まえ、具体的な受け入れ業種とその受け入れ方針について協議が行われ、来年4月からの新制度による外国人材の受け入れに向け、次の臨時国会に入国管理法の改正法案を提出できるよう、準備が進められているものと考えております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 現在、国が、業界の全国組織などに対して説明会や意向調査をやり、今後の方向性を協議している状況にあるということでありました。

私の地元を見ますと、酪農業や水産加工業では人手の確保が極めて難しく、農協や漁組といっ

た地域の団体も打つ手が見つからない状況にあり、こうした地域の厳しい人手不足の実情が、果たして省庁や中央の団体にまで伝わっているのだろうかというふうに感じます。

新しい制度に対応していくためには、地域の企業や団体以上に、道が、しっかりニーズを把握し、地域における今後の動きを後押ししなければならず、国に対しても強く働きかけていかなければならないというふうに考えます。そのことを指摘させていただきます。

新たな在留資格による外国人材の受け入れは、人口減少と少子・高齢化が進む中、企業が人材を確保する重要な手だての一つになると考えます。

本道の地域や暮らしを支える産業の多くが対象となることを期待するわけではありますが、このたびの国の動きを踏まえ、道はどういった対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

○堀労働政策局長 これまでの道の対応についてであります。国が、新たな在留資格を創設する方針を示したことを踏まえ、道では、人材確保対策推進本部のもと、関係部局で構成する外国人材分科会を新たに設置し、国の動きや外国人材の雇用状況などの情報共有を図るとともに、関係団体へのヒアリングなどにより、業界の状況やニーズの把握に努めてきているところでございます。

また、国に対し、在留資格などの制度改正の検討に当たっては、地域の人手不足の状況を十分に踏まえるほか、外国人の受け入れ環境の整備を行うよう要望するとともに、全国知事会のプロジェクトチームに参加し、人手不足が深刻化している産業の受け入れ業種としての検討とともに、日本語教育の充実や行政・生活情報の多言語化など、外国人が安心して生活し働くことができる環境づくりについて、要請を行ったところでございます。

以上です。

○久保秋雄太委員 これまでも、専門的・技術的分野の在留資格や、本道で働く外国人の約半数を占める技能実習のほか、留学生などのアルバイトといった資格外活動など、それぞれの在留資格や許可のもとで外国人の方々が働いておりますが、新たな在留資格の創設により、さらに幅広い業種、職種で外国人材の受け入れが進むと考えられます。

北海道において、外国人の方々が安心して働き、有意義な経験を積むことができ、また、道内企業等も外国人材の知識や技術をしっかりと生かすことができるようにしていく必要があります。

道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 今後の取り組みについてでございますが、グローバル化が進展し、外国人観光客が増加をするとともに、さまざまな業種で人手不足が深刻化している本道におきましては、国際的な視野や、専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になると認識いたしております。

このため、道といたしましては、外国人留学生の道内就職を促進するため、就職活動に関する相談対応や道内企業の魅力の発信、マッチング支援などを実施するとともに、事業者に対して、

【第2分科会 10月4日 第4号】

関係法令に基づく適切な雇用管理や在留管理について周知、啓発を行うほか、外国人材の受け入れ環境の整備について国に働きかけるなど、本道において、より多くの外国人の方々に、安心して働き、活躍してもらえるよう、取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 先ほども申し上げましたとおり、私の地元でも、加工業、そして酪農業は、猫の手もかりたいけれども、人が集まらない、そういうことで外国人の方々の力をかりています。それは、自分たちの地域産業を守るという一心からであります。これからも、そういうことを踏まえた対応をお願いしたいと思います。

次に、高等技術専門学院の運営方針についてであります。

道では、公共職業能力開発施設として、全道の8カ所に高等技術専門学院を設置し、産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練の実施などにより、地域のものづくり産業などを支える技能や技術を有する人材を育成し、本道の地域経済の発展に貢献しております。

こうした高等技術専門学院の体制などについては、平成20年3月に策定した、高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針に基づき、整備などを進めてきたところでありますが、現在は、来年度から始まる新たな運営方針の策定に向け、学院の配置や科目の設定などの検討を行っていると同っております。

策定を予定している次期運営方針に関し、順次伺ってまいります。

まず、高等技術専門学院の配置や訓練科目、入校状況など、学院の現状はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 職業訓練担当課長内藤智之君。

○内藤職業訓練担当課長 高等技術専門学院の現状についてでございますが、道では、総合計画に定めている連携地域を基本として、札幌、函館、旭川、北見、室蘭、苫小牧、帯広、釧路の8学院を配置し、新規学卒者や離転職者などを対象に、機械、金属加工、建築など、ものづくり分野に重点化した33の訓練科目で、2年制の施設内訓練を行いますとともに、求職者を対象に、民間の教育訓練機関と連携した委託訓練や、中小企業などの在職者を対象とした訓練を実施しているところでございます。

また、本年度の入校者数は327名で、入校定員に対する入校者数の割合を示す定員充足率は56.9%となっており、ここ数年来、低下傾向が続いている状況でございます。

○久保秋雄太委員 修了生の就職状況、就職先での定着状況はどのようになっているのか、受け入れ先となる企業のニーズに応えられているのか、お伺いをいたします。

○内藤職業訓練担当課長 修了生の就職状況などについてでございますが、高等技術専門学院の修了生に対しては、企業から多くの求人が寄せられており、平成29年度修了生では、就職を希望する312名のうち、95.8%の299名が就職し、そのうち、8割近くが学院の所在する連携地域内に就職しているところでございます。

また、修了生の、就職してから3年後の定着率は、平成26年度修了生で65.9%となっており、

道内の新規高卒者全体の定着率の53.1%に比べて12.8ポイント高く、就職先の企業からは、基礎をしっかりと訓練している、仕事に必要な資格を取得しており、即戦力となるといった評価をいただいているところでございます。

学院におきましては、企業ニーズに応えた産業人材を育成し、送り出す役割を果たしていけるよう、これまでも、地域の企業からの要請に対応した訓練内容の見直しなどを行ってきたところでございます。

○久保秋雄太委員 運営方針の策定に向け、現在、北海道労働審議会で審議されていると承知しておりますが、どのような考え方を基本に議論が進められているのか、お伺いをいたします。

○内藤職業訓練担当課長 運営方針の策定についてでございますが、道では、少子・高齢化、人手不足の深刻化など、職業訓練を取り巻く状況や雇用情勢の変化に対応していくため、高等技術専門学院の新たな運営方針を策定することとし、本年7月、北海道労働審議会に諮問したところでございます。

審議会では、地域産業を支える人材の育成や、多様な人材が活躍する全員参加型社会の実現への貢献、官民の職業教育訓練機関との効果的な連携といった基本的な考え方をもとに、訓練内容の見直しや入校生の確保対策などについて検討が進められているところでございます。

今後、審議会からの答申を踏まえ、地域や産業団体などの御意見もいただきながら、新たな運営方針を策定してまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 道は、高等技術専門学院の現状や、少子・高齢化、人手不足の深刻化などといった社会情勢の変化を踏まえ、学院が運営面でどのような課題を抱えていると認識しているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 職業能力担当局長土屋節子さん。

○土屋職業能力担当局長 高等技術専門学院の課題についてでございますが、本道におきましては、将来にわたる生産年齢人口の減少が見込まれる中、学院が、今後も、地域の産業を支える人材を育成し、地域に送り出す役割を果たしていくことが必要であると認識しているところでございます。

一方で、少子・高齢化の進行や雇用情勢の改善などから、学院の施設内訓練への入校生は減少傾向にあり、入校生の確保が大きな課題となっております。

このため、学院の周知や入校生の募集活動を効果的に進めることはもとより、地域の人材ニーズに対応した訓練内容の見直しや訓練環境の整備などを進め、学院への入校促進を図っていく必要があると認識しております。

○久保秋雄太委員 高等技術専門学院への入校促進に向けて、これまで、どのような取り組みを行い、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

また、入校生を確保するためには、地元の市町村や産業団体などとの連携が重要と考えますが、地域での取り組みはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○内藤職業訓練担当課長 入校促進に向けた取り組みについてでございますが、道では、これまで、地元自治体、業界団体などと連携し、各種広報媒体によるPR、高校生や求職者を対象とした見学会など、入校生の募集・周知活動を行いますとともに、将来の入校生の確保に向けた、小中学生を対象とするものづくり教室の開催など、各種の取り組みを行ってきたところでございます。

また、学び直しによるスキルアップを図る若年者向けに自己推薦制度を設け、既卒者の入校促進を図ってまいりました。

今後、こうした取り組みに加え、高い就職実績や資格取得など、学院の強み、魅力を発信するほか、ものづくりに興味がある人材が応募しやすくなるよう、募集・選考方法を改善するなど、より効果的な入校促進策を検討してまいります。

さらに、学院の地元自治体におきまして、学院の入校生に対する支援制度を設ける取り組みもあり、今後、地元の自治体や業界団体などと一層連携を深めて、学院への入校促進に向けた取り組みを展開してまいりたいと考えております。

○久保秋雄太委員 高等技術専門学院の訓練科目によっては、帯広学院の自動車整備科のように、定員を超える応募がある科目がある一方、定員を下回る応募状況が続いている科目も少なくないと聞いております。

今後の運営方針の策定に当たっては、地域、産業界のニーズに対応した訓練内容や定員の見直しなど、学院の訓練科目の見直しを進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○内藤職業訓練担当課長 訓練内容などの見直しについてでございますが、道では、これまでも、地域情勢や産業界のニーズを踏まえ、民間教育訓練機関との役割分担にも留意しながら、ものづくり分野に重点化するなど、訓練科目や訓練カリキュラムについて、必要な見直しを行ってきたところであり、また、入校定員につきましても、応募・入校状況に応じた見直しを行ってきているところでございます。

今後、訓練科目の内容や入校定員などの見直しについて、労働審議会でご審議いただきますとともに、地域の業界団体、地元自治体などの意見をお伺いして、学院が、引き続き、地域のニーズに合った産業人材を育成し、地域に送り出していけるよう取り組んでまいります。

○久保秋雄太委員 従来、高等技術専門学院の科目の見直しを進める際には、ともすれば定員の削減を伴いがちでありましたが、帯広の事例のような、定員を上回る応募がある科目については、それだけ強い行政ニーズが存在しているということでもありますので、今後、見直しを行うに当たっては、定員増も視野に入れた見直しを行うことが重要と考えます。そのことを指摘させていただきます。

次に、学院の施設などについてであります。

より多くの入校生を確保するためには、快適で充実した訓練環境を提供することが重要と考えます。また、就職後に即戦力として活躍できる人材を育成するためには、就職した先で実際に使用する工具や機材、機器類を活用した実践的な訓練が必要となります。

学院では、訓練施設や機器の老朽化が進んでいると聞いておりますが、これらの整備にどのように取り組んでいく考えか、お伺いをいたします。

○内藤職業訓練担当課長 高等技術専門学院の施設や機器の整備についてでございますが、ものづくりに興味がある方々の入校を促進し、地域が求める質の高い技能者の育成を図る上で、学院において、訓練生が安全で快適に訓練に励むことができる環境を整備することが重要であり、引き続き、施設の適切な改修や修繕に努めていく考えであります。

また、訓練に必要な機器などにつきましては、訓練生が技術の進展や高度化に対応し、就職後に即戦力として活躍できる技能を身につけることができるよう、計画的な更新、整備に努めていく考えでございます。

○久保秋雄太委員 最近の技術進歩は著しく、そうした技術や技能を取り巻く環境の変化に対応できる高等技術専門学院とならなければ、業界の期待に応えられる人材育成もままならないというふうに思います。そのためにも、ぜひ、訓練施設や器具、ソフトウェアなどの充実に努めていただきたいと考えます。

次に、多様な人材の育成などについてであります。

道では、昨年策定した北海道働き方改革推進方策において、多様な人材の活用を、本道における働き方改革の柱の一つとして掲げ、さまざまな取り組みを進めていると聞いております。

若年者を初め、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材が活躍できる社会を実現するためには、職業能力の開発が重要と考えますが、学院ではどのように取り組んでいくこととしているのか、お伺いをいたします。

○土屋職業能力担当局長 多様な人材の職業能力の開発についてでございますが、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材の職業能力を高めることにより、その就労を促していくことが重要でありますことから、道では、国から委託を受け、障害者職業能力開発校を運営し、障がい者の職業訓練を実施しているほか、民間教育訓練機関と連携した委託訓練による、女性、障がい者を対象とした訓練コースの設定や、既卒者向けの自己推薦制度の導入などの取り組みを進めているところでございます。

今後とも、女性、高齢者、障がい者など、多様な人材の特性やニーズに応じた職業訓練を実施するとともに、そうした方々が意欲を持って学べる環境の整備に努めてまいる考えでございます。

○久保秋雄太委員 人口減少や少子・高齢化が進行し、人手不足が深刻化する中、本道経済の持続的な発展を図るためには、地域経済を支える人材を育成する高等技術専門学院の果たす役割は、今後も非常に大きいと考えます。

例えば、今回のような地震災害などからの復旧、復興を担う建設産業などでも、技能を身につけた即戦力となる人材の不足が深刻化しており、今後、災害に強い北海道づくりを進めていく観点から、高等技術専門学院による人材育成機能の強化がますます求められると考えます。

道は、今後の高等技術専門学院の運営方針の策定に当たって、学院が果たす役割をどう認識

し、今後、どのように運営していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○倉本経済部長 高等技術専門学院の役割などについてでございますが、学院は、道立の公共職業能力開発施設として、地域の人材ニーズに対応した職業訓練を実施しており、道内の各地域のものづくり産業などの質の高い技能者を育成し、地域に送り出す役割を担っているところであります。

また、地震や大雨などの災害復旧においては、電気工事、配管設備などの技能を身につけた人材が求められるなど、人材を育成、輩出する学院の機能がますます重要になると認識いたしております。

今後、新たな運営方針について労働審議会で御審議いただくとともに、地域や産業団体等の御意見もいただきながら、本年度中に策定し、地域、産業界のニーズを踏まえた訓練内容の見直しや入校生の確保、多様な人材の職業能力開発などを推進し、学院が、地域の経済や社会基盤を支える中核的な人材育成機関としての役割を十分に果たしていけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 人口の減少や少子・高齢化が進む中、産業界からは、しっかりとした技能を身につけた人材が一層求められ、高等技術専門学院の果たす役割は、これまで以上に重要になってまいります。ぜひとも、将来を見据えた、しっかりとした学院運営方針の策定に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、小規模企業の振興についてお伺いをいたします。

本道における小規模事業者は、後継者不足による休廃業などによって減少の一途をたどっており、事業を継続する企業の多くも、人口減少や高齢化による需要の減少、人手不足などにより、厳しい経営を余儀なくされている状況にあります。

企業の減少は、地域経済や雇用、そして住民の日々の生活に影響する大きな問題であり、こうした企業の減少を食いとめ、企業や地域の持続的発展を図っていくことが求められます。

企業の持続的発展に向けては、まず、個々の企業の経営努力が重要なのはもちろんであります。商工会、商工会議所を初めとする公的機関の支援を必要とする企業も多く、特に、地域で重要な役割を果たすのが商工会、商工会議所であります。

しかしながら、近年の商工会、商工会議所の運営は、会員数の減少に伴う会費収入や道の補助金の減少などもあり、非常に厳しいものとなっているのが現状であります。

中でも、活動地域の多くが町村部であり、比較的小規模な組織が多い商工会に絞って、その現状や道の支援の状況についてお伺いをいたします。

国では、平成26年に小規模企業振興基本法を制定し、小規模企業の持続的発展を基本原則に位置づけるとともに、小規模事業者支援法を改正し、商工会の役割を強化したと認識しておりますが、改めて、商工会が果たす役割についてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 商工会が果たす役割についてでございますが、商工会は、地域における中

小・小規模事業者の支援機関として、経営相談、税務、金融指導といった基本的な事業のほか、経営革新や創業支援といった経営改善普及事業、まちおこしなど地域経済の活性化事業などを通じ、地域の商工業の振興発展に貢献してきたところでございます。

こうした取り組みに加え、平成26年6月の小規模事業者支援法の一部改正により、商工会は、地域の経済動向や企業の経営分析、新たな需要開拓に寄与する事業などを盛り込んだ経営発達支援計画を策定するとともに、中小・小規模事業者の商品開発や販路開拓など経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を行うこととなったところでございます。

また、このほかにも、事業承継や働き方改革、軽減税率といった、その時々的情勢に応じた課題への対応も求められるなど、商工会の役割は、これまで以上に重要になってきている状況にあります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 道では、平成28年度に小規模企業振興条例を制定し、小規模企業の持続的発展に向け、さまざまな施策に取り組んでいると承知しますが、道は、施策の推進に当たって、商工会とどのような連携を図っているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 中小企業課長佐藤隆久君。

○佐藤中小企業課長 商工会との連携についてでございますが、道では、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、平成28年4月に施行した小規模企業振興条例、及び、条例の着実な推進を図るために同年7月に策定した小規模企業振興方策におきまして、経営体質の強化や事業承継の円滑化、創業等の促進を施策の基本方針に掲げ、各般の施策を展開してきたところでございます。

これら施策の推進に当たり、道内の6圏域に、地域における起業や事業承継をサポートするネットワークを、産業支援機関、金融機関のほか、商工会議所とともに、商工会を構成員として整備するなど、小規模企業の持続的発展に向け、一体となって取り組みを進めてきているところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 今伺ったように、国や道の政策において、商工会の役割が一層重要になってきているのは明らかであります。

こうした中、道は、商工会の運営に対して、どのような課題があると考え、どのような支援を行っているのか、お伺いをいたします。

また、支援をしている金額は、国から移譲を受ける直前の平成17年度と比較してどうなっているのか、あわせてお伺いをいたします。

○佐藤中小企業課長 商工会に対する道の支援についてでございますが、地域の企業の経営戦略を支援するなど、商工会の役割がますます重要となっており、少子・高齢化に伴う人口減少等により、小規模事業者や会員数が減少傾向にある中であっても、そうした役割をしっかりと果たしていけるよう、必要な事務局体制を確保していくことが課題と認識しております。

【第2分科会 10月4日 第4号】

道では、国から税源移譲を受けた平成18年度から、道単独事業として、商工会に対し、事務局長や経営指導員などの人件費のほか、経営指導員等の研修、さらには特産品等の開発普及事業などを対象に補助を行ってきたところでございます。

こうした補助事業は、道単独事業となる直前の平成17年度には、人件費が31億7000万円、事業費が8000万円の、合計32億5000万円であったものが、平成30年度は、人件費が24億8000万円、事業費が5000万円の、合計29億8000万円に減少しております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 今、平成17年度と比べて、人件費で約7億円減、事業費では約3000万円減ということでありました。道の補助金の中でも人件費の影響は特に大きく、会員数の減少に下げどまりの動きが見られない中、地域の商工会では、事務局体制の維持などに苦慮していると伺っております。

道は、事務局長や経営指導員の人件費への支援に当たり、何を基準に補助額を算定し、その結果、現在、何名への支援を行っているのか、お伺いをいたします。

○佐藤中小企業課長 人件費への支援についてでございますが、道では、国から税源移譲を受けた平成18年度以降、従前の国庫補助基準に準拠した小規模事業指導推進費補助金交付要綱に基づき、事務局長につきましては、国の経済センサスの小規模事業者数に加え、前年末の会員数や組織率が一定の基準を満たしている商工会に対し、また、経営指導員につきましては、経済センサスの小規模事業者数に応じた設置定数に基づき、補助を行っているところでございます。

この基準に基づき、今年度は、全道の152商工会のうち、125商工会の事務局長と、全商工会の200名の経営指導員に対して補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 地域においては、人口減少などにより、小規模事業者が減少し、商工会の懸命の会員増加活動にもかかわらず、会員数や組織率が低下している地域も見受けられ、今後は、こうした状況が加速されると危惧するところであります。

人件費の補助の算定に当たっては、5年ごとに更新される経済センサスの小規模事業者数をその算定基礎としており、平成31年度は経済センサスが更新される年に当たると聞いておりますが、新たな経済センサスの適用により、どのような影響が生じるのか、お伺いをいたします。

○佐藤中小企業課長 経済センサスの更新による影響についてでございますが、道では、経営指導員や補助員の人件費については、経済センサスの小規模事業者数を基準に補助額を算出しており、平成30年度までの5年間は平成21年の調査を、平成31年度からの5年間は平成26年の調査を適用することとしております。

平成26年の調査における道内の小規模事業者数は15万8756と、平成21年の調査の17万3054に比べて、1万4298、約8%の減少となっており、平成31年度におきましては、12の商工会で、経営指導員や補助員など14名分の人件費が補助対象外となる見込みでございます。

また、事務局長につきましては、小規模事業者数に加え、年末の会員数や組織率などを基準に

補助額を算出しているため、現段階では、平成31年度に対象外となる商工会数は未定でございますが、社会的背景による休廃業などにより、会員数の減少に歯どめがかかっている状況にありますことから、今後、基準を下回り、補助対象外となる商工会がふえていくものと考えられます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 地域においては、今後も、人口減少や高齢化に伴い、地域の小規模事業者数、商工会の会員数は減少し、補助基準を満たさなくなる商工会も増加していくものと考えられます。

しかし、これは単なる補助の基準という問題ではありません。今後の商工会の運営にも影響し、さらには、地域の企業の減少、そして、地域経済の衰退、雇用の場の喪失といった、地域の死活問題にもつながりかねない重要な問題であります。

道は、商工会のこうした状況に対し、どのように対応していく考えなのか、最後に部長にお伺いし、質問を終わりたいと思います。

○倉本経済部長 今後の対応についてでございますが、道では、地域経済の持続的な発展に向け、多様化、高度化する企業ニーズに対応するなど、地域の中小・小規模事業者を支援する中核機関として、商工会が果たす役割がこれまで以上に重要になっていると認識をいたしております。

しかしながら、全国を上回るスピードで進行する人口減少や後継者不足による休廃業の増加などに伴い、商工業者数が減少するなど、商工会を取り巻く環境は厳しくなっており、効率的な運営に支障を来す懸念が生じているところであります。

このため、道といたしましては、小規模事業者の減少など、地域の実情を踏まえるとともに、商工会が、地域経済の活性化やまちづくりの担い手として、幅広い役割を一層期待されていることなども勘案し、産業支援機関や金融機関など関係機関との連携を強化しながら、商工会の運営に支障を来すことがないように、早期に検討を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 終わります。

○笹田浩委員長 久保秋委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安住太伸君。

○安住太伸委員 それでは、通告に従い、順次伺ってまいります。

初めに、観光資源としての山岳整備についてです。

真っ青な夏空のもと、雪渓が残る峰々に咲き誇る高山植物、秋はまさに錦絵のごときすばらしい紅葉と、本道の最高峰の山々が峰を連ねる美しい大雪山を、アイヌの方々は、カムイミンタラ——神々が遊ぶ庭と呼びます。私も大好きな場所であり、また、郷土の誇りでもあります。

観光が、国家戦略として、本道は無論、国を挙げての取り組みになって以降、そのすばらしいパノラマが多くの人を引きつけ、一時期落ち込んでいた来訪者が、近年、再び大きく伸びていま

す。

大雪山への来訪者の現況についてどのように把握しているのか、まず最初にお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 観光局参事磯部政志君。

○**磯部観光局参事** 大雪山を訪れる観光客についてでございますが、大雪山国立公園に所在する大雪火山群、十勝岳連峰などの山岳地帯は、地理的、地形的な魅力のみならず、希少な動植物も多いことから、道内外から多数の観光客が訪れており、北海道地方環境事務所が行った平成29年度の入山者数の調査によれば、黒岳登山口から2万7000人程度、十勝岳登山口から1万4000人程度、姿見の池から1万3000人程度など、7万人から9万人程度が入山しているものと推計されております。

また、近年の登山ブームを背景に、女性や中高年の登山客、グループで登山する外国人などが増加しているものと認識しております。

以上でございます。

○**安住太伸委員** 最後のほうでちらっと御答弁がありましたように、状況としては、増加し、変化してきているということなのですね。

その点について、具体的にどのように把握に努めていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○**磯部観光局参事** 現状の把握についてでございますが、近年、国内外の観光客の皆様の間では、本道ならではの自然環境を生かしたスキーやサイクリング、登山といった体験型観光への注目度が高まっており、道といたしましても、道外、海外に向けまして、アウトドアやアドベンチャーをテーマとした誘客に取り組んでおります。

こうした中、大雪山にも、国内外から、多くの観光客、登山客の皆様が訪れており、道では、振興局やDMO、観光関連事業者などからの聞き取りを行いまして、状況の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○**安住太伸委員** 今、取り組み始めているところということだと思いますが、何事も、まず相手を知ることからだと思います。どんな対策を打つにも、そういうことが必要だと思いますので、今後とも、しっかりと十分な対応に努めていただきたい、そこは指摘をしておきたいと思っております。

ただ、残念なことに、来訪者、登山者の増加に伴ってふえているのが遭難事故です。警察庁の調べでは、昨年の全国の山岳遭難件数の2583件中、長野に次いで2番目に多いのが本道の236件でした。背景にあるのは、山を知らない方々の増加、そして、その変化に追いつけていない対応あるいは環境の整備といったことです。

もともと、2000メートル級の山から成る大雪山の環境は、緯度が高いので、本州の3000メートル級の山に相当し、美しくも、極めて厳しい高山環境だということです。

にもかかわらず、例えば、木道、手すりなど、登山道は著しく荒廃しておりますし、いらした

本州のお客さんから、ここは百名山ですよと、皮肉まじりに尋ねられるぐらい、老朽化、狭隘化が進んでいる避難小屋のほか、道としても携帯トイレの使用を推奨しておきながら、人目を気にせず用を足せるようなブースがほとんどないといった環境など、お世辞にも良好とは言えない状況にあり、同僚議員が、今回の予算特別委員会で環境生活部にそうした点をただしております。

大雪山の環境について、観光振興の立場からどのように考えているのか、伺います。

○磯部観光局参事 大雪山における環境整備についてでございますが、国内外から本道への観光入り込み客を拡大していくためには、広大で原生的な景観を持つ大雪山を、安全、安心で、持続可能な観光資源として活用していくことが重要であり、そのためには、登山者の安全を確保するための登山道や避難小屋の整備、環境保全に資するトイレ不足の解消など、さまざまな利用環境整備の取り組みが必要と認識しております。

また、こうしたハード面の整備とあわせまして、大雪山の利用者として来訪する観光客の、環境保全に関する意識の啓発を図っていくことが何より重要でありますことから、こうしたソフト面の取り組みについても、行政機関のみならず、地域の関係者が広く連携して行っていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 観光資源としての山岳整備という視点で伺ってきました。

自分たちで呼んでおいて、来ていただいた方を迎え入れる対応は大変お粗末な状況であるということでは、先が思いやられるわけです。

山岳整備も含めて、今後の観光振興に欠かせない各種整備等の財源確保が改めてここでも問われることになると考えております。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○笹田浩委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 登山に係る観光施設の整備等についてでございますが、本道に優位性のある自然環境を生かした観光地づくりに向けては、関係部局と連携しながら、国の支援制度を最大限活用することはもとより、来年1月から徴収される国の国際観光旅客税の使途について注視する必要があると考えております。

また、現在、検討を進めている、観光振興のための新たな財源確保策につきましては、インバウンドの急増などによる新たな課題への対応として、幅広く理解が得られるかといった観点から、必要な施策を精査してまいる考えでございます。

道といたしましては、本道観光の一層の誘客に向け、登山者の安全、安心の確保はもとより、快適に楽しんでいただくための環境整備の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○安住太伸委員 振興監から御答弁をいただきました。

新たな財源の使途にかかわって、国の動きを注視していきたいというお話でしたが、注視にとどまらず、主体的、戦略的に道がみずから構想を描いて打って出ていくという姿勢こそが今まさ

【第2分科会 10月4日 第4号】

に必要なのではないかと私は考えるところです。それがなければ、国とて厳しい財政事情の中で、配分などはしてくれないのではないかと、そういう懸念を持つわけです。

まして、道が施策の中核に据える観光振興にかかわる財源確保の問題であり、この点は知事に直接伺いたいので、委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

次に、電力供給体制の確保について伺ってまいります。

不幸にも、あの事故が起こった日、道民、そして北海道にいらした方の全てが、我が国で初のブラックアウトという非常事態を経験することになりました。真っ暗闇の中、情報や交通手段が途絶え、多くの方に、例えようのない不安と問題を与えてしまいました。

あらゆる業種、産業が、生産、保管、流通といった諸活動の停止を余儀なくされ、きのうも話が出ておりましたが、その後の甚大な経済的被害につながりました。

病院や福祉施設では、当直医師を初めとする職員の方が、限られた人手の中で、文字どおり生命の危機と格闘せざるを得ないような緊急事態を招いていた、そういう報道も出ております。

加えて、それら目に見える被害だけでなく、子どもたちの心にも傷を残すなど、極めて深刻かつ甚大な被害を各方面に残したのが、このたびの一斉停電——ブラックアウトだったと考えます。

この後の議論にかかわる大前提として、まずは、その受けとめ方、危機意識について、改めて道の認識を伺います。

○**笹田浩委員長** 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○**鳴海環境・エネルギー室長** 電力供給についてでございますが、このたびの地震に伴う大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、極めて深刻な事態と受けとめているところでございます。

道といたしましては、北電に対し、発電設備や電力システムを点検し、電力の安定供給に万全を期するよう求めているところでございます。

○**安住太伸委員** 間もなく、本道は、年間で電力需要がピークとなる厳冬期を迎えます。その前に、二度と前代未聞のブラックアウトなどという事態を繰り返すことがないように、我々は我々の立場で、あらゆる知恵と力を絞って対策を打っていかねばなりません。事態の重大性、事の経緯に鑑みても、その対策は、北電や国だけに任せておけばよいといった類いのものではないということです。対策のための時間的な猶予は多くありません。

ブラックアウトを避けるに当たり、それがなぜ起こり、どうすれば防げるのか、その基本的な考え方なり対応の方向性を把握していることが大前提になると思います。道の認識を伺います。

○**笹田浩委員長** 環境・エネルギー室参事西岡孝一郎君。

○**西岡環境・エネルギー室参事** 停電の理由についてでございますが、我が国では、大規模な発電設備の停止が生じた場合においても需給バランスを保てるよう、さまざまなセーフティーネットが整備されているところでございます。

このたびの地震で発生した大規模な停電については、電力広域的運営推進機関の検証委員会に

において、専門的、技術的な見地から、原因の分析や再発防止策の検討が行われる必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 ブラックアウトの回避のために、何らかの方法で電力系統における需給バランスを維持しなければならないということはそのとおりだと思いますが、その具体的な中身に係る認識をお聞きしたつもりだったのです。

あくまでも、需要に対する発電の同時同量の達成が大前提だということではありますが、では、その選択肢として具体的に何があるかということについて、改めてもう少し詳しく道の認識を伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 同時同量の達成の手段についてでございますが、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、地震発生から大規模停電に至るまでの事象について、系統全体の需給バランスの目安となる周波数をもとに、時系列に整理しているところでございますが、今回の委員会の資料によれば、需給のバランスを維持するため、系統の周波数を一定に保つ措置として、北本連系設備からの緊急的な電力融通や、非常に大きな供給力が失われた際に、その影響をできるだけ小さくするための負荷遮断、中央給電指令所からの指令による火力の出力増加が行われていたものと承知しております。

以上でございます。

○安住太伸委員 事実として、そうしたことが実際に行われたということで、認識をお示しいただきましたが、一つは、急速に落ちていく発電量に対し、供給面からバランスを保つため、不足分を補填する方法として電力融通があるということです。

検証委員会に提示された北電等の記録によると、苫東厚真火力発電所の2号機、4号機が地震動を検知して停止し、周波数が低下した際、まず作動したのが、北本連系設備からの潮流の増加、つまり電力融通でした。データによると、それは、49.62ヘルツに低下した段階で動作したと記録されています。

この点で、検証委員会に検証課題の論点例として示された項目の一つに、北本連系線のマージンを活用した緊急融通は、周波数の回復に効果があったが、確保量は十分であったか、その点をしっかり検証する必要があるといった趣旨の記載があります。

確かに、議論の行方自体は検証委員会に委ねざるを得ませんが、道も、当事者の一人として、少なくとも同じ問題意識を持って、十分な融通量を確保できるだけの連系線であるべきといった点については、しっかり認識を深めて、国や電源開発株式会社に強く訴え続けていくことが、まずは何よりも大変重要だと考えます。改めて道の認識を伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 北本連系についてでございますが、北本連系線については、平成31年3月に、新たなルートで30万キロワットを増強する計画になっておりますが、なおも、ほかの地域の連系線と比べれば容量が小さいところがございます。

道といたしましては、発電所の停止による大規模停電を避けるためにも、国に対し、北本連系

設備のさらなる増強を行うよう緊急要望しているところであり、引き続き、このたびの大規模停電に関する電力広域的運営推進機関による技術的検証など、国の動向も踏まえつつ、国に対し、北本連系線の増強を強く求めてまいります。

○安住太伸委員 きのうちも話題に上っておりましたが、いろんな課題があるわけです。例えば、北本連系線に付帯している、本州から送られてきた電気を北電側で受電できるように直流から交流に変換する設備の構造的な課題があったりするわけです。

道内の系統側の周波数が安定していなければ、転流、つまり直交変換ができない、他励式と呼ばれる仕組みになっていて、言うなれば、これは、そもそも、受け手側である北海道も含めた系統自体が、ある程度大きくて安定した系統であることを前提とした仕組みだったということなのです。

こうした技術的課題は、私も調べてみてわかったことですが、北電のホームページには以前から掲載されておりました。道の認識を改めて伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 北本連系の変換方式についてでございますが、現在の北本連系線は、交流系統の電源を利用して変換器を動作させ、直流と交流の変換を行う方式である他励式を採用しているものと承知しております。

また、平成31年3月の運用開始に向けて建設中の新たなルートについては、交流系統の電源がなくても運転できるといったメリットを有する自励式を採用していると承知しております。

以上でございます。

○安住太伸委員 お聞きしたのは、そうした課題認識をいつからお持ちになっていたかということではあったのですが、先に進みたいと思います。

一方の需要サイドで需給バランスを調整する方法にかかわって伺います。

検証委員会が開示した記録によると、需要規模に対し、非常に大きな供給力が失われるような事態の発生に際し、周波数が48.5ヘルツにまで落ちると0.1秒から21秒、48ヘルツにまで落ちると0.1秒から6秒で、自動で負荷遮断、要するに強制停電が行われるよう設定されていたことが、北電からの聞き取りにより明らかになった旨、明記されています。

そのような設定がされていたことについて、道は北電側からの説明を受けていましたか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 負荷遮断についてでございますが、非常時に需給バランスを保つセーフティーネットの一つとして、そうした仕組みがあることは承知しておりますが、その技術的な内容についてはお聞きしていないところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 聞いていらっしゃるということなのですね。

同じく、記録によると、一定の周波数にまで低下するたびに、130万キロワット、16万キロワット、6万キロワットの順で遮断量が積み上げられていき、合計すると、わかっているだけで152万キロワットもの強制停電が行われています。

この点で、前出の検証委員会に提示の論点例に、そのような負荷遮断自体は、今回のような急激な供給力の喪失に対して必要であり、どこまで周波数が落ちた場合に強制停電に踏み切るかの設定が適切だったかどうかを検証委員会で確認するといった旨の記載がございます。その事実が一つです。

加えて、あらかじめ設定されていた遮断量が、苫東厚真発電所の総出力の165万キロワット見合いの、少なくとも152万キロワットに上るという事実です。

これらの事実から明らかになるのは、北電側では、もともと、苫東厚真発電所に大きく依存する現状を強く問題視し、万一の際にも絶対ブラックアウトだけは起こさないよう、その対策として、苫東厚真発電所の総出力に匹敵する需要を強制遮断する自動設定を当初からかけていたということです。当たり前といえば当たり前のことかもしれません。

ただ、裏を返せば、北電は、ブラックアウトは起こり得ることを念頭に、そうした緊急避難的な対処法を設定しており、現にそれが実行されたということにほかなりません。

道は、北電側から、場合によってはブラックアウトが起こるおそれもゼロではないので、緊急避難的な強制停電を自動設定している旨など、何らかの説明をこれまで受けたことがありましたか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 負荷遮断の設定についてであります。北電の主要な電源の計画外停止などによる大規模停電を回避するためのセーフティネットの一つとして、そうした対応がなされていることは承知しておりますが、技術的な内容についてはお聞きしておらず、国の検証委員会において、確認、検証される必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 やはり、聞いていらっしゃらなかったということなのですね。

大きな意味で、三つ目の論点として、電源そのものの分散化について伺います。

これは、第一義的には、系統全体で複数ある既存発電所自体の運用のあり方に関する問題とも言えます。

検証委員会が公開している資料によると、地震発生直前の系統状態にかかわり、各発電機の運転状況が詳しく示されています。総出力308.7万キロワット中、苫東厚真発電所が、1号機、2号機、4号機の合計で149.2万キロワット、48.3%余りを占めていたことがわかります。

需給のバランスは常に変化しますから、これは、地震直前のある瞬間がたまたまそうであっただけのこととの見方もできるにはできます。ただ、そこに同時に記載された北電側の運転計画によると、決してそうではありません。

例えば、当時、系統全体の中で苫東厚真発電所に次いで大きな出力を持つ伊達の火発1号機の35万キロワットがバランス停止されていたとなっています。点検等のために停止せざるを得ない状態にあったのではなく、あくまで、北電側にとっての運用の都合上、需給バランスのとり方として、伊達火発はとめて、結果、苫東厚真発電所への依存度が極端に高い状態を容認していたということを意味しているのです。

【第2分科会 10月4日 第4号】

そのことについて、検証委員会自体が、火力発電所の出力は、メリットオーダー順という、追加で1キロワット発電する際にかかる生産費用が安い電源から順次運転していく方法にのっとりて発電しており、苫東厚真発電所を高出力とし、その他の火発は最低出力としていたと明らかにしています。

前述のとおり、北電側では、ブラックアウトが起り得る事態を念頭に、負荷遮断の緊急リレーを自動設定していました。

負荷遮断は、同じ強制であっても、事前に通告され、ユーザー側に一定の時間的な猶予が生まれる計画停電とは異なります。その計画停電でさえ回避することが至上命題として取り上げられ、皆さんが必死になっていくような環境の中で、少なくとも、お客様でもある道側に、具体的にそうした対応をセットしていることを知らせもせず、結果論かもしれませんが、強制停電まで行われるという負担をかける前に、やるべきことが本当になかったのか、そうした点についてこそ検証されなければなりません。

道民の生命や財産、暮らしを守ることは道の責務と知事もおっしゃっています。

系統全体の中での発電所運用のあり方について、そうした立場からも改めてきちんと検証されるべきことを、また、道民にとっての安全、安心のコストを誰がどう負担するのが適切なのかを国や北電に対して求める考えがあるか、伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 発電所の運用についてでございますが、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、地震発生直前に、火力発電所については、その一部が深夜需要に合わせて停止中であったことや、安価な石炭を燃料とする苫東厚真発電所といった、コストが低廉な発電所を優先して稼働したことが明らかとなっているところでございます。

検証委員会では、こうした発電所の運用状況など、一連の事象を踏まえながら、大規模停電の原因の分析などがなされるものと承知しており、道といたしましては、検証委員会の結果を踏まえて、国や北電に要請するなど、適切に対応してまいります。

○安住太伸委員 検証委員会が前出の資料で明らかにしたところによると、水力、風力などの再生可能エネルギーの発電機の多くが停止したが、整定値や時限を見直すことで周波数の低下を抑制することができないか、検証する必要があるとなっています。これもまた、電源の分散化であると同時に、運用の問題にかかわる話です。

つまり、検証委員会が言外に論点として指摘しているのは、発電機に負荷をかけ、場合によっては故障を招く周波数の変動に対し、ある周波数以下になった場合に発電機が自動的にとまる設定値や、とまる時間を見直すことで、逆に、今回のような連鎖的な電源停止が招く急速な周波数の低下を抑制できないか、そのほうが北電側にとってもメリットオーダー的に助かりますよねということなのです。

一般的に、発電コストは、低い順から、太陽光や風力など再生可能エネルギーによるもの、次に水力、以下、原子力、石炭火発、LNG火発、石油火発とされています。

この点にかかわって言えば、道民に追加の整備コストも負担していただきながら、緊急時にお

ける周波数変動に対して高い可変対応力を備えた発電所として、鳴り物入りで運用が開始された京極揚水発電所が、1号機、2号機とも、点検作業のために停止されていたことも残念でなりません。

実際に追加の整備コストも御負担いただいているお客様のことを真剣に考慮すれば、万一に際し、少しでもブラックアウトなどの緊急事態を回避するための予備力として、仮に点検日程を組むにしても、片方は常に並列が可能な状態で待機させておく運用が求められていたのではないかと疑念が拭えないからです。

道は、このたびの定例会の本会議でも、たびたび、再生可能エネルギーの導入拡大による電源の分散化を推進する旨、考えを示されています。

そのような考えに立つ以上、検証委員会が指摘している点にかかわり、改めて、道民目線に立った運用の見直しを強く求めるべきと考えます。京極発電所の運用の問題とあわせて、見解を伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 電源の分散化についてでございますが、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、水力、風力など再生可能エネルギーの発電設備の多くが停止したことや、合計で40万キロワットを擁する京極発電所が作業停止の中、一部の火力発電所に集中した運用をしていたことが適切であったかなどが、検証すべき論点の例として挙げられているところでございます。

本道は、各地域で、豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれており、身近で自立的に確保できるさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めていくことは、災害などに対する備えとしても重要と考えており、道といたしましては、国や北電に対し、検証委員会の結果を踏まえ、電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期するよう求めてまいります。

○安住太伸委員 次に、知事も方針を明言された、電源分散化の推進のための再生可能エネルギーの導入拡大にかかわって伺います。

これまで、北電では、気象の変化によって系統全体に大きな負担をかける周波数の変動を起こしやすい太陽光や風力など再生可能エネルギーの導入拡大に、電力の安定供給という観点から慎重な姿勢をとってきました。

自戒を込めて申し上げますと、その姿勢に対し、道も含め、我々は、具体的な反証や交渉をするまでには至らず、結果的に、言い値で受けとめてきた状況にあったわけです。くしくも、今回の経験は、北電がおそれていたように、急激な周波数の変動が、最終的にはブラックアウトという事態を現実招いてしまうことを示しました。

しかしながら、この点で、そうした事態が改めて明らかにしたことは、前述のとおり、専門家の皆さんによって構成されている検証委員会が論点として掲げた項目にあるように、工夫次第で再生可能エネルギーの接続量はまだふやせる余地があるのではということです。だからこそ、我々にも、今回の事態を得がたい貴重な教訓であったとして、今後の対策にしっかりと結びつけていく責務があると考えます。

【第2分科会 10月4日 第4号】

道が、知事の答弁を真摯に受けとめつつ、かつまた、このたびの深刻な事態を貴重な教訓に変え、今後の電力供給体制の確保に向けた対策の重要な柱として、再生可能エネルギーの導入拡大に具体的な道筋をつけていくためには、伺ってきたような技術的課題や動向等に入り込んだ上で、北電に対し、踏み込んだ効果的な要請や交渉ができなければなりません。

そのための基礎、大前提となる技術情報を含めた必要な情報の開示を求め、その内容の把握、さらには分析を早急に進めていくことが、道として絶対に欠かせないと考えます。そうでなければ、知事が幾ら力を込めて導入拡大ということをうたってみたところで、それは全て絵空事になりかねないわけです。

その意味で、技術的、専門的なことは供給責任を持つ事業者に任せており、道としては承知していないなどとはならないわけですし、認識と今後の取り組み方についてお伺いをいたします。

○鳴海環境・エネルギー室長 新エネルギーの導入拡大についてでございますが、本道は、多様で豊富な新エネルギー資源に恵まれており、これらを活用していくことは、災害時における備えとしても重要なものと認識しているところでございます。

電気は、技術的な要素が大変多い分野でありますことから、道といたしましては、専門的な知見を有する国などの機関や、地産地消の取り組みを推進するために道が派遣しているアドバイザーなどからの支援を受けながら、今後とも、新エネルギーの導入拡大に向けて取り組んでまいります。

○安住太伸委員 大きな意味でのエネルギー政策のあり方等については、さまざまな考え方があることは承知をしております。

しかしながら、知事御自身も、そして道としても、申し上げたようなことを主要な政策課題として掲げていらっしゃる以上、そこは、やはり、しっかりとやっていただきたいということは強く御指摘をしておきたいと思っております。

最後に、目の前に迫った今冬の電力供給体制の確保にかかわって伺います。

ブラックアウトに直面した後の今となつては、これまでと同様の考え方、やり方に基づく供給力の積み上げだけでは、何ら有効な解決策を示したことになる点には申し上げるまでもございません。

伺ってきたような、ブラックアウトを回避するための具体的方策の詳細、是非が検証され、適切に実行されて、初めて、北電も国も、そして道も、それぞれの責務を全うしたことになると考えます。

そのための詳細について、検証委員会での議論と判断を注視していくのが重要との考えは理解はできますが、検証委員会の存在なり活動が免罪符となつて、道が、道として考え、独自に必要な対策をとることを妨げるものではないはずなのです。

むしろ、繰り返し述べてきたように、時間的猶予もない中で、きのうも話が出ておりましたが、道は道で独自の検証を一刻も早く始め、道としての立場での見解を整理し、北電、国、道、その他の関係機関や道民の役割、とるべき対応等についてまずは早急に取りまとめること、そし

て、その考えに沿って具体的な対応に一刻も早く動き出すことが急務だと考えます。

今から6年前、3・11の大震災と電力危機の後、1年余りが経過した平成24年10月に都内で開催された国の電力需給検証委員会で、道は、当時の多田副知事を筆頭に、冬期の電力需給に関する現状や課題について、記録を見る限り、かなりの切迫感を持って訴えていらっしゃるのです。

そして、その時点でも、一例を挙げれば、北本の脆弱性は、当時の委員の方を初め、委員会としても大きな問題になっており、道が用意した資料にも、他電力の系統では、系統間の連系線が低くても、火力の最大機なり系列の4倍以上の容量がある旨を明記し、問題提起をしているのです。

それから6年、この間に一体何が変わり、どう具体的な対策が講じられたのでしょうか。

国や北電に求めることは求めつつ、二度とブラックアウトを起こさないという決意のもと、道自身が、主体的な判断で、今から即座に具体の対策に取り組むことが求められているのではありませんか。

見解と決意、それを受けての具体的な取り組みについて伺います。

○**笹田浩委員長** 経済部長倉本博史君。

○**倉本経済部長** この冬の電力需給についてでございますけれども、電力融通に制約があり、積雪寒冷な本道におきましては、冬の需給逼迫は、道民生活に重大な影響を及ぼすところであり、道といたしましては、そうした事態を何としても回避するよう、国と北電に対し、発電設備や電力システムの点検を行い、電力の供給に万全を期すよう強く求めるとともに、災害などに対する備えとしても重要な、身近で自立的に確保できるさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めてまいります。

さらに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできるだけ緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなどについて、道として検証し、必要な対策を講じてまいるとともに、電力消費に占める家庭やオフィスの割合が全国に比べて高いといった本道の特性を踏まえまして、これらの分野での効果的な節電手法などを掲載したリーフレットを作成し、広く道民、事業者の皆様に周知するほか、国との共催で、北電や産業団体、医療・福祉団体などで構成する北海道地域電力需給連絡会を開催し、オール北海道で、冬の暮らしの安心の確保に向けた、需給の両面にわたる取り組みを進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○**安住太伸委員** ただいま、部長から、一定の認識、決意をお示しいただいたとは思いますが、事の重大性に鑑みまして、やはり、トップリーダーとしての知事の見解を改めてお伺いしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○**笹田浩委員長** 安住委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 私からは、通告をしているベトナムとの経済交流についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

このたびの胆振東部地震により、本道の強みである食と観光が大きな影響を受けたところであり、ますけれども、本道が持続的に発展を続けていくには、こういった困難に直面したときこそ、海外の需要を確実に取り込むため、本道の強みを生かした取り組みに果敢にチャレンジしていくことが非常に重要だというふうに考えるところであります。

中でも、成長が著しく、約6億人の人口を擁するASEAN地域については、シンガポール、タイに続く、これからの市場でもあるベトナムにおいて、今後を見据えて継続的な取り組みを着実に進めていくことが重要だというふうに思うところであります。

ベトナムに関しては、2013年に日越友好北海道議員連盟を設立し、相互訪問等を通じて交流基盤を整えてきたところであり、ますけれども、議員連盟の設立後は、道内への留学や就職をするベトナム人が15倍以上に急増したほか、人材や技術、さらには経済交流に取り組む交流組織が道内各地に設立されるなど、ベトナムと北海道の関係は、これまで以上に強固なものになってきたところであり、ます。

また、本年は、日本とベトナムの外交関係樹立45周年の節目の年であり、昨年8月の知事と議員連盟によるベトナム訪問から、約1年が経過しておりますけれども、ベトナムとの交流をさらに飛躍させていく環境が整ってきたというふうに考えるところであります。

そこで、以下、道における、これまでの交流や、今後の交流の拡大に向けた取り組みなどについて、数点お伺いをいたしたいというふうに思います。

まず初めに、これまでのベトナムとの経済交流をどのように進めてきたのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○笹田浩委員長 国際経済室参事天野紀幸君。

○天野国際経済室参事 これまでの取り組みについてでございますが、ベトナムは、観光や農業などの分野において、長い期間をかけて培ってきた交流の歴史があり、こうした関係を一層発展させていくため、昨年8月、知事や、議会、経済界など、幅広い関係者がベトナムを訪問しまして、政府との間で経済交流の促進に関する覚書を締結するなど、両地域の交流基盤の強化を図ったところでございます。

その後、経済団体などと連携し、ベトナム市場への参入に意欲的な道内企業のネットワーク化や、本道の食、観光をアピールするプロモーションの実施など、道内企業のビジネスチャンスの拡大等に向けた取り組みを実施してまいりました。

こうした取り組みを通じ、本年、ベトナムとの間でチャーター便が運航されるとともに、ホーチミン市の人民委員会委員長を初め、多くの関係者が来道したほか、旭川や釧路といった地域主導の取り組みが拡大するなど、ベトナムと本道の交流の動きが着実に広がってきているところでございます。

以上です。

○中野秀敏委員 地域主導の取り組みが拡大し、ベトナムと本道の交流の動きが着実に広がってきているということでありませけれども、今後、ベトナムとの経済交流をさらに拡大していくためには、どのような課題があるというふうに認識をしているのか、お伺いいたしたいと思いません。

○天野国際経済室参事 経済交流の拡大に向けた課題についてでございますが、道とジェトロによる調査では、ベトナムにおける道内企業の拠点数は37と、ASEAN地域では道内企業の進出が最も多く、また、今後の進出の意向を有する企業も最多となっているところでございます。

一方、シンガポールやタイと比較すると、経済規模はまだ小さく、また、本道の認知度も浸透の途上にあることから、道産品の販路拡大やインバウンドの促進などの経済交流を進めていくためには、ターゲットを絞り込みながら、北海道ブランドを効果的に活用するなど、将来の需要拡大を見据えた取り組みを着実に進めていくことが重要と考えてございます。

以上です。

○中野秀敏委員 まさに将来を見据えたベトナムとの交流が重要だというふうに考えるところであります。

ベトナムは、約1億人という人口規模でありますけれども、非常に若者が多く、さらには、勤勉で親日的であると言われておりまして、今後の交流を進める上では、人と人との交流が何よりも重要であると考えます。

これまで培われてきた人脈を大切に、さらに強固なものにしていくことが重要なわけでありませけれども、ベトナム政府や地方の要人との関係づくりをどのように進めていく考えなのか、また、幅広い層との交流の推進のために、留学生や就労者といった人材交流をどのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 国際経済室長田邊弘一君。

○田邊国際経済室長 人材交流についてでございますが、道では、これまで、国や地方のトップなど、ベトナムの政府関係者との交流を積み重ねてきたところであり、ベトナムとの関係をより強固なものとするためには、こうしたネットワークをさらに広げていくことが重要でありますことから、これまで培われてきた人脈を生かしながら、今後、トップセールスや要人来道など、さまざまな機会を捉えて、さらなる緊密な関係づくりに努めてまいります。

また、企業や大学等における人材交流を一層促進するため、今後、道内の経済団体等と連携し、道内において、11月に、ベトナムの政府高官を招いて、企業の交流機運の醸成を図るセミナーの開催や、留学生とのマッチングの実施、ベトナムにおいて、現地企業や大学等との交流会の開催などに取り組む考えでございます。

こうした幅広い人材交流を積極的に進め、行政、企業、大学など、道内の関係者が一体となって、ベトナムと本道との交流を担う人と人との関係を強化してまいります。

以上でございます。

○中野秀敏委員 最後になりますけれども、ベトナムとの交流は、企業や行政、議会など、多様

【第2分科会 10月4日 第4号】

な主体による取り組みが進み、さらには、外交関係樹立45周年を迎えて、交流機運も高まっている現状にあります。

こういった機会を捉え、ベトナムとの交流をさらに前に進めるためには、果敢にチャレンジしていくことが重要だと思っております。今後の交流拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○**笹田浩委員長** 経済部長倉本博史君。

○**倉本経済部長** 今後の交流拡大に向けた取り組みについてでございますが、ベトナムは、今後、高い成長が見込まれますことから、地域や関係機関との連携を一層強化しながら、食、観光、文化など、幅広い交流を着実に発展させていくことが重要であります。

このため、来年1月、ベトナムで開催される、日本との交流を促進する大規模イベントを活用し、若者やファミリー層を対象に本道の魅力を発信するとともに、富裕層が集まる百貨店における北海道フェアや、環境分野をテーマとした技術商談会を同時期に集中して実施するなど、道内の関係者が一体となった取り組みを効果的に進めてまいります。

また、継続的な販路拡大を見据え、現地の百貨店に道産品販売コーナーを試行的に設置して、台湾で展開しているチャレンジショップのように、道内企業がベトナム市場に挑戦しやすい環境づくりに努めるなど、現地の経済状況や消費者ニーズ等を的確に捉えながら、ベトナムとの交流拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**中野秀敏委員** ただいま、今後の交流拡大に積極的に取り組んでいくという御答弁がありましたけれども、大規模なイベントのジャパンベトナムフェスティバルは、来年で第6回目を迎え、継続的な取り組みとなっているところでありまして、現地で関心が高いイベントであることから、今後も、関係者を巻き込んで取り組みを進めていただきたいと思っております。

さらには、道産品販売コーナーについては、高島屋を想定していると思っておりますけれども、11月のタイのどさんこプラザの開設に続き、ベトナムにおいても、こういった拠点づくりが広がっていくことは、大いに歓迎をしたいと思っております。今後、定着に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、販売拡大や、インバウンドの誘致といった取り組みについては、経済都市であるホーチミン市が中心となっていると考えられますが、ベトナムは、ハノイ市やダナン市、クアンニン省、ホイアン市など、地域によって多様な特色を有する国であり、農業や水産、エネルギーなどの本道の強みを生かしていくためにも、それぞれの地域特性を踏まえた専門的な交流を進めていくことが重要だというふうに考えるところであります。

そうした交流が進むことにより、ベトナムとの関係はさらに深く強いものとなっていくことから、今後、ぜひ、そうした視点を持ちながら、ベトナムとの交流を着実に進めていただくよう指摘して、私の質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 中野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

吉井透君。

○吉井透委員 通告に従いまして、以下、経済部所管事項について伺います。

9月6日の未明に発生した北海道胆振東部地震では、道内全域の停電という、極めて深刻な事態を引き起こしました。

知事は、北電の責任は極めて重いと答弁されましたが、まず、今回の大規模停電の原因は一体何なのか、そもそも地震前の道内における電力供給力が十分だったのかという点も含めて伺います。

○笹田浩委員長 環境・エネルギー室参事西岡孝一郎君。

○西岡環境・エネルギー室参事 停電の原因についてでございますが、このたびの地震では、国内で初となる大規模な停電が発生したところであり、経済産業大臣から北電と電力広域的運営推進機関に対し、今回の大規模停電の原因等についての検証作業を行うよう指示があったものと承知しております。

これを受け、9月19日に、電力広域的運営推進機関において検証委員会が設置され、現在、専門的、技術的な見地から、原因の分析や再発防止策の検討などがなされており、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○吉井透委員 電力の安定供給のためには、電源が失われた際の周波数の低下に対して、即時に対応する瞬動予備力、10分程度で対応する運転予備力、数時間を要する待機予備力の3種類の予備力が必要と言われておりますが、こうした考え方に照らして、北電の体制が十分であったのか、検証すべきと考えます。

国においては、電力広域的運営推進機関による検証委員会での検証することですが、具体的にはどのような項目を検証するのか、また、スケジュールはどのようになっているのか、伺います。

また、道では、今回の大規模停電をどう受けとめ、どう検証しようとしているのか、伺います。

○笹田浩委員長 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○鳴海環境・エネルギー室長 検証についてでございますが、国の検証委員会では、地震発生から大規模停電に至るまでと、その後、一定の供給力の確保に至るまでの一連の事象を明らかにし、調整力のあり方などを含め、専門的、技術的な見地から、原因究明と再発防止策を検討することとしているところであり、10月中をめどに中間報告がなされるものと承知しております。

このたびの地震に伴う大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、極めて深刻な事態と受けとめているところでございます。

道といたしましては、国、北電に対し、検証委員会の結果を踏まえて、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期するよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできるだけ緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の

備えなどについて十分検証し、必要な対策を講じてまいります。

○吉井透委員 大局的に見ると、今、国の電力システム改革が進められている中であって、かつてのように北電が道内の電力を全てコントロールできる状況ではなく、そうした中で発生した今回の大規模停電であると私は考えます。

第一義としては、国の検証だとは思いますが、道として、全道の電力事情をしっかりと検証して、国に対応を求めていくという責任があると思いますので、この点を指摘しておきます。

今回の大規模停電では、国から、一時、平常時よりも2割程度の節電が求められたところであり、幸い、現在は電力需給も安定しておりますが、今後、冬の需要期に向けては節電の取り組みが重要と考えます。

道は、この冬の節電にどう取り組むのか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 節電についてでございますが、積雪寒冷な本道においては、冬期における電力需給の逼迫は、道民の皆様方の生命、身体の安全に深刻な影響を与えるものと認識しております。

道としては、引き続き、北電に対し、電力の安定供給に万全を期するよう求めるとともに、国が11月にも実施するとしている需給状況の確認を踏まえ、国との共催で、北電や産業団体、医療・福祉団体などで構成する北海道地域電力需給連絡会を開催し、効果的な節電対策を周知徹底するなど、需要が高まる冬の電力供給の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉井透委員 代表質問で、我が会派は、いわゆるブラックアウトを二度と起こさせないためには、道内の電源を特定の発電所に依存するべきではないと申し上げたところであります。

道が進めるエネルギーの地産地消の取り組みは、エネルギーの地方分散にも資するものと考えますが、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、具体的に伺います。

○笹田浩委員長 環境・エネルギー室参事北村英士君。

○北村環境・エネルギー室参事 エネルギーの地産地消のこれまでの取り組みについてでございますが、道では、省エネ・新エネ促進条例に基づき、地域の企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の推進などに取り組んできているところであります。

現在、新エネルギー導入加速化基金を活用し、地域における先駆的な取り組みに対して支援しており、畜産バイオマスによる熱、電気の供給、市街地での地熱発電の開発、風力や木質バイオナリー発電の活用など、地域に賦存するエネルギーを複合的に活用し、熱や電気などの多面的な利用を図る多様な地産地消のモデルづくりが進められているところであります。

以上でございます。

○吉井透委員 道のこれまでのエネルギーの地産地消の取り組みについて具体的に伺いましたが、今後は、どのような考えのもとに取り組むを進めようとしているのか、伺います。

○笹田浩委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 エネルギーの地産地消の今後の取り組みについてでございますけれども、電力

は、暮らしと経済の基盤であり、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的な視点としながら、社会経済の変化への柔軟な対応が的確に図られるよう、さまざまな電源の特性が生かされた多様な構成としていくことが重要であります。

本道におきましては、各地域で、豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれており、身近で自立的に確保できるさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めていくことは、災害などに対する備えとしても重要であり、道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金などを活用し、地産地消の先駆的なモデルづくりに関する取り組みの状況や成果を広く道内に普及することにより、地域における取り組みを掘り起こし、アドバイザーの派遣を通じた計画づくりへの助言を行うなど、市町村や企業との連携のもと、地域の資源を効果的に活用する取り組みを加速してまいります。

以上でございます。

○吉井透委員 今回の地震に伴う停電の原因などについて伺ってまいりましたが、知事は、さきの我が会派の代表質問に対して、今回の地震についてさまざまな観点から確かな検証が必要などと答弁をされております。

この問題については、知事の考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしく願いをいたします。

次に、食と観光の振興についてであります。

今般の胆振東部地震に係る風評被害を払拭するため、道においては、旅行割引制度や海外向けのキャンペーンを集中的に行うとのことであります。

そこで、今後のキャンペーンの予定や旅行割引制度に関し、以下、数点伺います。

まず、道は、インバウンド需要の回復のため、風評被害を払拭する観光復興に向けた情報発信をどのように展開する考えなのか、伺います。

○笹田浩委員長 観光局参事小野寺淳一君。

○小野寺観光局参事 観光復興に向けた海外への情報発信についてでございますが、このたびの震災に関し、特に海外の方々には本道の現状が伝わりにくく、工夫を凝らした風評被害対策が必要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、海外メディアを活用し、北海道の今を映像により継続的に発信するほか、SNSやインフルエンサーなどを通じて、観光客の受け入れに支障がないことや、本道の秋、冬の魅力を効果的に伝えるなど、さまざまな手法により風評被害を払拭し、インバウンド需要の早期回復に努めてまいります。

○吉井透委員 インバウンド対策の重点地域である東アジア等を対象に、トップセールスを展開していくなど、海外向けのキャンペーンを集中的に行うということですが、今後、どのようにプロモーションを実施するのか、伺います。

○小野寺観光局参事 今後のプロモーションの展開についてでございますが、海外からの観光需要の早期回復を図るためには、国、地域ごとの風評被害の動向や、航空路線の運航状況などを踏

【第2分科会 10月4日 第4号】

また戦略的なプロモーションを行うことが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、特に旅行者の減少が著しい韓国などに対し、官民を挙げたプロモーションの重点化を図るとともに、本道の魅力を伝える観光PRと、航空路線の維持確保に向けたプロモーション活動を一体的に行うなど、効果的な取り組みを展開してまいりたいと考えてございます。

○吉井透委員 今回のキャンペーンの中心となる旅行割引制度について、第1弾は10月1日から販売を開始し、その後、準備が整い次第、第2弾が実施されると承知をしておりますが、インバウンドはどのような形でこの割引制度を活用できるのか、伺います。

○小野寺観光局参事 インバウンドに係るふっこう割についてでございますが、旅行割引制度であるふっこう割につきましては、震災の風評被害などによる影響を払拭し、観光需要の早期回復を図るため、一日も早い実施が求められることから、まずは第1弾として、日本人を対象にした、宿泊商品のオンラインでの発売を開始したところでございます。

現在、観光振興機構におきまして、インバウンド向けの旅行商品を取り扱う海外のインターネット会社の募集など、必要な準備を進めているところであり、できる限り早い時期に販売を開始したいと考えているところでございます。

○吉井透委員 第2弾では、外国人旅行者への補助率を最大で70%と高く設定するとともに、支援する宿泊数も1人5泊までとするなど、優遇をしておりますが、道は、どのような考えから外国人旅行者への優遇を行うこととしたのか、伺います。

○笹田浩委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 外国人旅行者への優遇についてでございますが、インバウンドにつきましては、国における成長戦略の一つとして、2020年までに4000万人という目標を掲げますとともに、道においても、500万人という高い目標のもと、重点的な取り組みを進めてきたところでございます。

また、このたびの震災に関し、特に海外の方々には本道の現在の情報が伝わりにくく、旅行者数が減少しており、早急に需要喚起を図る必要があることから、外国人を対象とした優遇措置を設けたところでございまして、こうした制度を効果的に活用するとともに、海外への情報発信や誘客プロモーションとも連動させながら、インバウンド観光の需要回復を図ってまいりたいと考えてございます。

○吉井透委員 道は、今回の集中的なプロモーションや割引制度の導入によって、どの程度の需要回復を見込んでいるのか、伺います。

○笹田浩委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 需要喚起の効果についてでございますが、今般の震災による風評被害の影響等から、宿泊キャンセルが相次ぐなど、本道観光は大きな打撃を受けておりまして、本来の活力を取り戻していくためには、本道観光への需要を早急に喚起していくための取り組みが必要と認識しております。

このため、道では、外国人旅行者へのインセンティブを高めるため、ふっこう割を有効に活用していくほか、海外に向けた正確で効果的な情報発信や集中的な観光プロモーションを展開していくこととしておまして、こうした取り組みを通じ、海外からより多くの観光客に来ていただき、これまでに生じた直接、間接の影響を早期に解消するとともに、一日も早い北海道観光の復興に向け、国を初め、関係機関や民間事業者と一体となり、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○吉井透委員 それでは次に、道産食品の販路拡大について伺ってまいります。

道が道産食品のアンテナショップとして展開しているどさんこプラザにかかわる、国内でのこれまでの取り組み状況について伺います。

○笹田浩委員長 食関連産業室参事沖野洋君。

○沖野食関連産業室参事 どさんこプラザの取り組み状況についてでございますが、道では、平成11年に北海道どさんこプラザ有楽町店を開設して以来、多店舗展開を進め、本年5月にオープンした吉祥寺店を含め、現在、道内が2店舗、道外が7店舗の、計9店舗におきまして、道産品の魅力の発信や販路拡大の一翼を担っております。

また、平成29年度の売上高は、9店舗の合計で、前年度比で8.9%増の22億3931万円となったほか、今年度の7月末までの売上高も、前年度比で11.3%増となるなど、国内の各店舗における売り上げは堅調に増加してきております。

また、どさんこプラザにおきましては、販売状況、消費者の評価などをフィードバックするテスト販売制度や、店舗内での対面販売により消費者の声が直接反映できるマーケティングサポート催事制度、マーケティングの専門家による助言指導を行うマーケティングアドバイザー制度を行ってきており、こうした支援制度によりまして、七飯町のリンゴのラスクや和寒ジンギスカンなどが定番商品となるなど、多くの道内企業の販路拡大につながっております。

以上でございます。

○吉井透委員 今般の胆振東部地震の影響への対策として、国内におけるどさんこプラザなどを活用した緊急的な取り組み内容になっておりますが、これについて伺います。

○笹田浩委員長 食関連産業室長谷岡俊則君。

○谷岡食関連産業室長 震災への緊急対策についてでございますが、今般の北海道胆振東部地震により、道内外などからの多くの観光客のキャンセルが発生しており、道産食品の消費への影響も懸念されているところでございます。

このため、道としては、有楽町、札幌など、国内の8店舗のどさんこプラザにおける北海道応援フェアや、どさんこプラザの隣接スペースなどを活用し、各振興局などが趣向を凝らした、地域ならではの食や観光の情報を発信する首都圏での消費拡大キャンペーンを行うなど、さまざまな機会を活用し、道産品を求める多くの国内の方々に対して、変わらぬ北海道のおいしい食や観光資源を積極的に発信してまいります。

○吉井透委員 さまざまな道産品を一堂に集めて、多くの消費者に直接買っていただく北海道物

【第2分科会 10月4日 第4号】

産展は、今般の震災の影響を払拭し、北海道の元気な姿をPRする絶好の機会だと考えますが、物産展を活用した北海道の情報発信について伺います。

○**谷岡食関連産業室長** 北海道物産展での情報発信についてであります。道産品の展示、即売による販路拡大と、道内の観光情報の提供による観光客誘致の促進を図るため、道を初め、道内の16の市と北海道貿易物産振興会、北海道観光振興機構が主催して開催している、北海道の物産と観光展につきましては、昨年度、全国の百貨店等、28都市の33会場で開催し、総売上額は70億円を超え、毎年、大変多くの皆様に御来場していただいているところでございます。

本年度につきましても、10月から11月を中心に、全国の27都市、32会場で開催し、こうした機会を活用して、北海道の安全、安心の知事メッセージをパネルなどで届けるほか、「元気です北海道」の共通ロゴマークを掲出するなどして、引き続き、国内の多くの皆様に北海道の観光と物産を応援いただけるよう、民間機関と連携し、情報発信をしてまいる考えでございます。

○**吉井透委員** 経済発展が著しく、北海道への人気が高まっているASEAN地域への販路拡大は重要と考えます。

道では、3年前に、シンガポールに海外で初のどさんこプラザを開設し、海外におけるアンテナショップとして、道産食品の販路拡大に取り組んできたことと承知をしておりますが、これまでの同店における取り組み状況について伺います。

○**沖野食関連産業室参事** 海外におけるどさんこプラザの取り組み状況についてでございますが、道では、平成27年、ASEANのショーケースであるシンガポールの高級スーパー内に、海外で初となるどさんこプラザを開設したところでございます。

さらなる販売力の強化のため、昨年11月に店舗を拡張し、生鮮加工品を中心に、取扱品目を大幅に増加した結果、平成29年度の売上高は4819万7000円と、対前年度比で116%となったほか、本年度の4月から7月までの売り上げも、前年同期と比べて30%以上増加するなど、順調に売り上げを伸ばしております。

これは、店舗拡張による取扱商品の拡大により、店舗としての魅力が向上したこと、新たに定番化した冷凍スイーツや、江別産のクリームチーズ、バターなどの販売が好調であったことから、売り上げ増につながったところでございます。

また、マーケティング支援として実施しておりますテスト販売制度では、平成29年度、20商品を対象に実施し、売れ行きが好調な商品を新たに定番化するなど、地域の多様な商品の発掘と販路拡大に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○**吉井透委員** 今般の震災対策として、北海道にインバウンドが多数訪れているアジアに対しては、特に喫緊の取り組みが必要と考えます。

道が11月にも開設を予定している、バンコクにおけるどさんこプラザの活用も含め、海外での緊急的な取り組み内容について伺います。

○**笹田浩委員長** 経済部食産業振興監中田克哉君。

○中田経済部食産業振興監 海外における緊急的な取り組みについてであります。今般の震災により、海外からの観光客のキャンセルも発生しており、特に多く訪れているアジアの方々の来道への影響が懸念されますことから、海外に対して、北海道ブランドである食と観光を早急にPRしていくことが必要と考えているところです。

このため、道では、台湾、香港など、アジアの6カ国・地域で、民間機関と連携した食と観光セミナーを行うほか、特に、富裕層が多く、情報発信力が高いシンガポールとともに、道内企業の関心が高いバンコクに、海外で2店舗目となるどさんこプラザを11月9日に開設し、北海道の生鮮品やスイーツなどを持ち寄った生産者フェア、また、道内の生産者等がみずから道産食品を紹介する、食品バイヤー等を対象とした商談会などを行うこととしております。

また、知事によるトップセールスなど、食と観光が十分に連携し、海外に向け、北海道の安全、安心のメッセージを機を逸することなく発信し、震災による影響を払拭し、インバウンドや海外販路の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○吉井透委員 食と観光の振興について伺ってまいりましたが、これらは、海外の需要を取り込む本道経済の柱であり、その需要回復は喫緊の課題であると考えます。

この問題については、知事の考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、商店街対策について伺ってまいります。

今般の地震により、厚真町、安平町、むかわ町の3町では、農地への土砂流入や中小企業の設備の損壊など、さまざまな被害があったと承知をしておりますが、商店街に関して、以下伺います。

今般の地震は、厚真町、安平町、むかわ町の3町に甚大な被害をもたらしましたが、町の中心にあり、住民の暮らしや消費活動を支える重要な基盤である商店街ではどのような被害があったのか、伺います。

○笹田浩委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 商店街の被害状況についてでございますが、むかわ町を初め、胆振東部地域の3町には五つの商店街があり、ポイントカードの管理運営やイベントの開催などの活動を行っているところでございます。

これらの商店街では、このたびの地震により、建物や設備が倒壊、損壊しており、営業ができなくなった店舗があるほか、大規模停電により、大量の冷蔵・冷凍品の廃棄を余儀なくされた店舗があるなど、多大な被害があったところでございます。

以上でございます。

○吉井透委員 ここは、我が会派としても幾度か視察をさせていただいているところでありますが、建物の損壊や、大規模停電による冷蔵・冷凍商品の破棄などの被害があった商店街を支援するために、道は、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 地域商業担当課長齊藤伸子さん。

○**齊藤地域商業担当課長** これまでの取り組みについてでございますが、道では、各振興局や北海道商店街振興組合連合会を通じ、商店街の被害状況の把握に努めているほか、災害発生後、直ちに、被災した中小企業者を対象とした低利の災害貸し付けの適用を開始するとともに、本庁及び振興局に特別相談室を設置し、資金需要や経営相談にきめ細かく対応しております。

また、国に対し、被災した商店街の共同施設設備の改修や商店街によるにぎわい創出に係る補助制度の創設などについて要請してきたところでございます。

以上です。

○**吉井透委員** 最後の質問ですが、被災した店舗の営業再開や商店街のにぎわい創出など、商店街の早期の復旧、復興に向けて、今後、どのように取り組まれていくのか、伺います。

○**倉本経済部長** 今後の取り組みについてでございますが、国では、被災した商店が早期に営業活動を再開できるよう、3町における仮設店舗の設置に係る支援措置を整備したほか、商店街がにぎわいを取り戻すために実施する集客イベントの開催を支援することとしたところであります。

また、道におきましては、本定例会において、被災した中小企業の保証料負担を軽減する補助制度や、全道各地の商店街で3町の特産品等を販売する復興支援セールを開催するための予算を措置したところでございます。

道といたしましては、これらの事業の速やかな実施に向けて、市町村や道内各地の商店街などと連携するとともに、国の施策も最大限活用しながら、被災した商店街の復旧、復興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**吉井透委員** 部長から答弁をいただきました。被災した商店街の復興に全道で応援をするということであったと思いますが、それは、全道の商店街の活性化にも効果があるものと考えております。こうした点を含めて、しっかりした取り組みをお願い申し上げて、質問を終わります。

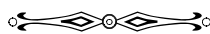
○**笹田浩委員長** 吉井委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時1分開議

○**内田尊之副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、富原亮議員の委員辞任を許可し、長尾信秀議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。
1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、大崎誠子議員の第1分科会への所属変更を許可し、花崎勝議員を第2分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

1. 教育委員会所管審査

○内田尊之副委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思います。

初めに、部活動の在り方に関する方針の素案等についてですが、北海道の部活動の在り方に関する方針、道立学校に係る部活動の方針のそれぞれの素案が、さきの文教委員会で報告をされているところであります。

都道府県には、国の、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づき、都道府県における運動部活動の活動時間や休養日の設定、その他、適切な運動部活動の取り組みに関する方針を策定すること、文化部活動についても、当面、運動部活動のガイドラインに準じた取り扱いをすることが求められており、これを踏まえたものということですが、道内における部活動や学校の取り組みに大きな影響がありますので、以下、数点伺ってまいりたいと思います。

初めに、第2回定例会での我が会派の同僚議員の一般質問で、教育長は、方針の策定に当たって、部活動関係者会議などで議論を重ね、知事部局とも連携し、検討を進めるとの答弁をされているところでありますけれども、部活動関係者会議ではどのような議論がされてきたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○内田尊之副委員長 教育環境支援課長川端雄一君。

○川端教育環境支援課長 部活動関係者会議での議論についてでございますが、道教委では、部活動の在り方に関する方針の作成に当たり、市町村教育委員会、校長会、中体連、高体連、PTA等で構成する部活動関係者会議を開催し、検討を進めてきているところです。

7月に開催した本年度の第1回目の当該会議におきましては、方針の基本的なスタンスを整理するために、国のガイドラインを基本とすることを前提としつつ、本道の地域性などの状況を踏まえた記載を盛り込むかどうか、運動部活動と文化部活動を一体化した方針とするかどうか、休養日の取り扱いにかかわって、中学校段階と高等学校段階とで共通とするか、差異を設けるかどうかといった点を中心に御議論いただいたところでございます。

○中野秀敏委員 方針の基本的なスタンスとして、国のガイドラインにのっとり、その上で、本道の広域性、気候などの特色や、学校の部活動の実態を踏まえた内容とするということでありま

【第2分科会 10月4日 第4号】

すけれども、本道では、部活動において、どのような地域特性があると考えているのか、さらには、そうした地域特性を踏まえ、素案には、具体的にどのような内容が盛り込まれているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○川端教育環境支援課長 部活動における地域特性などについてでございますが、本道の地域特性としては、積雪がある寒冷な気候条件から、冬期間は屋外での活動が制限される部活動があることや、地域が広域に分散していることから、複数校による合同部活動を実施する際に、移動の面で生徒や部活動顧問に過度な負担がかかる場合もあることなどが考えられるところでございます。

このため、方針の素案には、冬期に屋外での活動が制限される部活動につきましては、ある程度長期の休養期間、いわゆるオフシーズンを設けるなど、休養日、活動時間の設定について特例的な取り扱いを可能とすることや、合同部活動の実施に当たりましては、移動時間を含めて、生徒と部活動顧問の負担の軽減が図られるよう、実施の可否や実施回数を判断することを盛り込んだところでございます。

○中野秀敏委員 方針においては、本道の地域特性を踏まえた内容のほかにも、部活動における取り組みを適切に進める観点から、道独自の取り組みを盛り込むことが検討されたというふうに聞いているところでありますけれども、素案ではどのような内容になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○川端教育環境支援課長 道教委が独自に方針に加えた事項についてでございますが、道教委といたしましては、方針の作成に当たり、国のガイドラインに記載されていない内容であっても、本道の部活動の実態を踏まえた際に必要な内容については、盛り込むこととしているところでございます。

このため、方針の素案に、国のガイドラインには記載のない、「部活動の指導の充実に向けて」という章を新たに起こし、その中で、例えば、校長は、部活動顧問に対して、体罰、生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないこと、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することについて、指導、徹底すること、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めることなどを、独自の記載として盛り込んだところでございます。

○中野秀敏委員 方針の中では、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的に取り扱うとして、素案がまとめられているところでありますけれども、一体化するとした理由についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

また、国の、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインは、策定の途中で、策定は年末になるとも伝えられているところでありますけれども、道教委は、文化部活動にかかわる方針について、どのような考え方で方針に盛り込むこととしたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○川端教育環境支援課長 文化系の部活動の扱いについてでございますが、文部科学省からは、

当面、文化部活動に関しても、運動部活動のガイドラインに準じた取り扱いをするよう通知があり、また、本道の学校現場におきましては、運動部活動と文化部活動を区別せずに活動計画等を策定している実態もあることなどから、道教委といたしましては、部活動関係者会議等での議論を経ながら、運動部活動と文化部活動を一体化した部活動の方針を策定することとしたところでございます。

今後、道教委では、文化庁が設置している、文化部活動のガイドライン策定に向けた有識者会議における検討状況等を注視しながら、情報を収集し、11月ごろにお示しする方針案には、国で検討されている文化部活動にかかわる内容につきましても、必要に応じて盛り込んでまいりたいと考えてございます。

○中野秀敏委員 素案の中では、義務教育の中学校段階の部活動を主な対象として、「高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮する。」としており、特に、休養日等の取り扱いについて、高等学校段階では、一定の要件のもとで、「休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。」としていますが、多様な教育が行われているということについては、どのように認識しておられるのか、さらには、一定の要件のもとということについては、どのようなことを想定しているのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○川端教育環境支援課長 高校段階の休養日等の設定等についてでございますが、高校段階では、中学校段階に比べて、生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること、生徒自身の興味、関心に応じて、生徒による自主的、自発的な活動が多様化していくこと、スポーツや文化、科学等の部活動と密接にかかわる分野への進路希望を有する生徒もいることなどから、高校におきましては、こうした生徒の多様な実態に応じた教育を行うことが求められているところでございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、高校段階における休養日等の弾力的な運用も可能とする方向で検討しておりますが、生徒の心身への負担の軽減と、教員の部活動指導に係る負担の軽減を図る観点から、活動時間の総量規制と顧問の複数配置などを特別の条件とすることを考えているところでございます。

○中野秀敏委員 素案の中では、校長は、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定するとともに、各部の責任者に対し、活動計画、活動実績の作成などを求めるといった取り組みが示されているところであります。

学校における働き方改革が進められている状況の中で、新たな業務が加わることで、学校の負担が増すことも懸念をされるところでありますけれども、道教委は、これら業務の負担軽減に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○内田尊之副委員長 学校教育局長岸小夜子君。

○岸学校教育局長 活動方針の策定などの業務にかかわる負担についてでございますが、道教委といたしましては、学校における活動方針の策定はもとより、年間の活動計画や毎月の活動計画

及び活動実績などを作成することで、生徒の視点に立った部活動の充実を図り、その結果として、教員の部活動指導に係る負担の軽減に対する生徒や保護者の理解につながるものと考えております。

一方で、活動方針の策定等の新たな取り組みは、担当教員の業務増ともなりかねないことから、道教委といたしましては、市町村教育委員会、学校現場の意見や取り組みの状況をお聞きしつつ、活動方針、活動計画の様式や記載例等を示すなどいたしまして、教員の負担の軽減に努めてまいりたいと考えてございます。

○中野秀敏委員 教員の負担の軽減に努めてまいるといふことでありますけれども、3月に策定をされた、学校における働き方改革北海道アクション・プランでは、部活動休養日等の完全実施について、「スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、必要な見直しを行う。」としているところであります。

道教委は、いつ、どのようにアクション・プランの見直しを行う考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○内田尊之副委員長 服務担当課長伊賀治康君。

○伊賀服務担当課長 アクション・プランについてでございますが、本年3月に策定をいたしました北海道アクション・プランは、スポーツ庁等が示すガイドラインを踏まえた、今般お示しをしている、部活動の在り方に関する方針の内容に沿いまして、必要な見直しを行うことを前提として策定したものでございます。

今後、方針は、11月に案をお示しし、1月には決定したいと考えておりまして、アクション・プランにつきましても、この方針との整合性を図り、議会の御議論などを踏まえ、同時に見直すこととしているところでございます。

○中野秀敏委員 今回、学校の部活動の在り方に関する方針などの素案が示され、アクション・プランの見直しも行われるということでありまして、部活動の負担軽減も含め、教員の長時間勤務の解消に向け、道教委は、今後、どのように学校における働き方改革に取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○内田尊之副委員長 教育長佐藤嘉大君。

○佐藤教育長 学校における働き方改革についてでございますが、学校現場では、教員の一人一人が、健康で、心にゆとりを持って子どもたちと向き合うことができる環境を整備することが第一でございます。教員の長時間労働の解消は喫緊の課題であると認識をしております。

道教委といたしましては、教員の働き方改革が全ての学校で着実に進むよう、上半期の取り組みの検証や、本庁、教育局の職員が学校を訪問し、管理職、教員との意見交換を通じて、部活動指導の見直しはもとより、職員会議の持ち方や勤務時間の制度改善など、アクション・プランに掲げる取り組みについての成果や課題を明確にしていくとともに、有識者で構成する時間外勤務等縮減推進会議での議論や国の動向なども注視しながら、プランの改善、新たな取り組みを検討し、教員が、健康で、生き生きと、やりがいを持って勤務できる環境の整備に、これからも全力

で取り組んでまいります。

○中野秀敏委員 次に、高校生の登山活動についてでありますけれども、昨年3月に、栃木県那須町のスキー場付近で起きた雪崩に巻き込まれ、高校生ら8人が死亡した事故を受け、翌4月の文教委員会において、我が会派の同僚議員が、冬山登山の事故防止に関して、安全確保や緊急対策について伺ったところであります。

道内の山々では、厳しい気象条件のもとで、冬期間以外にも冬山のような状況が出現することもあるわけでありまして、このような中で、高校生が部活動等において安全に登山を行うために、専門家等にアドバイスを仰ぐなどして、安全面に十分配慮した計画とする必要があると考えるところであります。

国からは、各都道府県教育委員会等において、高校の部活動等の登山計画を審査するため、地元の登山専門家を含めた外部有識者で構成する会議を設置するよう、通知が出されているところでありますけれども、本道における審査会議の状況などについて、以下伺ってまいりたいというふうに思います。

初めに、高校の部活動等において安全に登山を行うため、道教委が設置することとした登山計画審査会議の位置づけや目的、構成メンバー等ほどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○内田尊之副委員長 健康・体育課長山上和弘君。

○山上健康・体育課長 登山計画審査会議についてであります。高校生等の冬山登山に関しましては、昨年3月の栃木県での山岳事故を契機として、同年12月に、文部科学省から都道府県等に対し、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合は、計画の事前審査を行うなど、万全の安全対策を講じることなどについて、通知があったところでございます。

道教委では、この通知に基づき、登山を計画している高校等への指導の参考とするため、冬山等の登山計画を総合的に審査し、事故防止等の留意点や計画の改善に向けた助言をいただくことを目的として、道教委、知事部局の関係課、登山について専門的な見識を有する北海道山岳連盟、高体連登山専門部及び登山の専門家を構成員とする北海道高等学校等登山計画審査会議を本年4月に設置したところでございます。

○中野秀敏委員 4月に設置したということでありまして、今年度設置された登山計画審査会議におけるこれまでの審査状況はどのようになっているのか、さらには、審査の過程で計画の改善を求めたケースなどについて、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

○山上健康・体育課長 審査状況についてであります。本年度の4月から6月までの間に、11校の高校から提出があった18件の登山計画書について審査をしており、うち、2件の計画書について、けがの手当てのための応急キットや無線など、必要な装備品の記載がないとの指摘を受けたところです。

また、全ての計画書について、登山する山の特徴に応じて、視界不良や登山道の凍結等があった場合の登山ルートの変更などに関して助言をいただいたところです。

道教委では、計画書の提出があった学校に対して、気象条件が変化しやすい山での事故防止に向け、状況に応じた判断や安全な対応について、審査の結果を踏まえ、個別に指導してきたところでございます。

○中野秀敏委員 道内には、魅力あふれる多くの山々があり、道民の方々は、個々のレベルに応じた登山や山登りといった趣味を通じて、豊かな自然に気軽に触れ合うことができる環境にあるわけであります。

一方で、山の天気は変わりやすく、楽しいはずの登山が、一転して命を脅かされる事態に陥ってしまう危険があることは、これまで何度も経験しているところでありますけれども、登山の安全の確保に向けて、審査会議では、高等学校等から提出された登山計画書について、どのような観点で審査を行っているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○山上健康・体育課長 審査の観点についてであります。審査会議では、高校等から提出があった登山計画書に関して、活動の目的、活動場所、活動内容、引率体制や引率者の資質、荒天時及び緊急時の対策、参加生徒の登山経験などについて、参加生徒や引率者の安全の確保を最優先とする観点から審査を行うこととしており、例えば、活動場所や内容に関して、実施時期は、気象条件や残雪の有無などから判断して適切か、登山ルートや山の地形、斜度は、生徒の知識、技能、経験等に照らして適切か、引率する指導者の技量は、活動場所の状況や生徒の技能等に照らして十分かなどを審査していただいているところでございます。

○中野秀敏委員 計画段階での登山の専門家による審査は、まさに事故の未然防止にもつながるわけでありまして、非常に期待されるところでありますけれども、道内の山々では、冬期間の登山以外にも、天候の急変などによる危険が潜んでおり、残念ながら、本年8月中旬にも、十勝岳で、成人男性が低体温症で死亡するという事故が起きているところであります。

紅葉のシーズンを迎え、多くの高等学校等が部活動などで登山を予定しているというふうに思いますが、こうした山での悲しい事故が起きることがないように、安全対策の強化に向けて道教委はどのように取り組んでいくのか、お伺いをし、私の質問を終わりたいと思えます。

○内田尊之副委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 今後の取り組みについてでございますが、高校生等の登山は、自然・環境教育、自立心や協調性の涵養、リーダーシップの発揮など、さまざまな教育的な意義がある一方で、その特性上、事故が発生する危険性を常に有しておりますことから、部活動等において登山を実施する場合は、各学校が、生徒の体力や技術等の把握、活動目的の明確化、目的の達成に向けた活動場所や内容の選定、考えられるリスクへの対策などに留意して計画を作成した上で、事故防止に向け、万全の準備や体制を整える必要があると考えております。

道教委では、今後、審査会議における審査結果や助言の内容などについて、各学校に広く周知を行いますとともに、登山部の顧問や生徒が、安全に登山を行うための知識と技術を習得できるよう、山岳連盟、高体連と連携し、救助要請や低体温症への対応など遭難防止に向けた講習会を開催するなど、関係機関等との連携を強化しながら、高校生等の登山が、より一層安

全に配慮して行われるよう、学校への指導を徹底し、安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○中野秀敏委員 終わります。

○内田尊之副委員長 中野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小岩均君。

○小岩均委員 それでは、私から、4点にわたって御質問をさせていただきます。

まず、震災・学校支援チーム——EARTHについてお伺いします。

EARTHとは、Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogoの頭文字をとった、兵庫県の教職員による学校支援チームであります。震災などの災害が発生したところ、例えば、ことし大雨に遭った中国地方などの学校へ、現職の教員の皆さんが支援に入っていると聞いております。

このたびの胆振東部地震でも、安平町などの学校へ支援に訪れたということではありますが、このチームの概要とともに、道教委として、今回のEARTHの支援をどう受けとめているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○内田尊之副委員長 教育政策課長名子学君。

○名子教育政策課長 兵庫県の震災・学校支援チーム——EARTHについてでございますが、EARTHは、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、兵庫県教育委員会が設置した、現職の教職員による非常災害時の学校支援組織であります。これまで、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨などに際し、多くの被災地域におきまして、児童生徒はもとより、教職員のケアや学校運営活動などの支援を行ってきております。

このたびの地震災害に際しまして、9月10日に、兵庫県教委から道教委に対して、当該組織の活用による被災地域の学校への支援の申し出をいただいたところでありまして、道教委では、災害発生後に行ってきた、スクールカウンセラー等による児童生徒の心のケアに加え、EARTHが有する災害時のノウハウが学校現場の支援に資すると考えまして、学校再開後の課題の把握や現場での教員のサポートについて、EARTHの協力をいただいております。

○小岩均委員 それでは、具体的に、その中身についてお伺いしますが、受け入れ先である、被災された厚真町などの教育委員会、あるいは、学校職員など学校現場のEARTHに対する反応はどのようなものだったのか、教えてください。

○名子教育政策課長 受け入れ先の反応についてでございますが、9月19日から21日の3日間、被災地の状況を把握するため、EARTHの先遣隊に同道していただき、道教委の本庁職員と胆振教育局職員が同行の上、厚真町、安平町、むかわ町の教育委員会及び3町の小中学校や高等学校を訪問し、学校現場の課題とニーズの把握を行ったところでございます。

その際、教育委員会や学校に対しまして、児童生徒に対する心のケアをもとより、学校と避難所の両立や学校再開における留意点などの学校運営に関することのほか、教職員のケアなどについて、個々具体のアドバイスをいただいたところでありまして、厚真町及び安平町からは、EA

【第2分科会 10月4日 第4号】

RTHのノウハウを引き続き活用したいとの要望があったことから、継続して派遣していただいているところでございます。

○小岩均委員 では、EARTHの受け入れをした道教委として、その支援活動をどのように評価しておられるのか。また、報道によりますと、熊本県の教育委員会でも、同様のチームがことし6月にできたとのことであります。道教委として、同様の取り組みを検討する考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 教育部長坂本明彦君。

○坂本教育部長 EARTHの活動についてでございますが、このたびの地震災害に際しましては、学校再開後の日常的な学校運営や、児童生徒、保護者へのかかわり方について、教員からの相談、教育活動の支援などに大変有用な御助言をいただいたと考えているところでございます。

道教委といたしましては、EARTHのノウハウを生かしながら、今後とも、被災した3町の学校について、長期的な視野に立って支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、道教委では、今回の災害対応に関し、被害の状況把握やその後の支援などについて検証を行うこととしており、そうした中で、EARTHのような他県への支援などについては今後の検討課題にしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小岩均委員 それでは、震災絡みで、もう一つですが、道外からの修学旅行のキャンセルが相次いでいるということでもあります。観光事業者や観光地にとっては大きな打撃となっているということから、新聞報道を含めて、議会でも取り上げられております。

そこで、道内各地の小学校の修学旅行は、道内を訪れるということが多いわけでありましてけれども、その実態についてお伺いをします。

また、今、ふっこう割など、さまざまなキャンペーンによって、道内の観光地の底上げをしている中で、各学校において、修学旅行は予定どおり実施されているのかどうか、道教委の認識をお伺いしたいと思います。

○内田尊之副委員長 学校教育局長岸小夜子君。

○岸学校教育局長 小学校における修学旅行についてでございますが、修学旅行の行き先については、学習指導要領を踏まえ、各教育委員会が定める実施基準に基づいて各学校が決定しておりまして、道内の公立小学校における主な行き先は、例年、約9割が道内で、道南の一部の学校が東北でありまして、このたびの地震で、行き先を道内から道外に変更した学校はないと承知しているところでございます。

道教委といたしましては、道内には、開拓の歴史の理解を深めることができる施設、また、美術、文化などに触れられる博物館とか、特色ある産業を学べる施設などがあり、修学旅行でこうした場所を訪れることは、子どもたちに、北海道の歴史や文化等を改めて理解させたり、ふるさとへの愛着を持たせたりする上で大切であると考えているところでございます。

このため、これまでも、見聞をより広める効果が期待できる道内の行き先や、施設における活

動プログラムなどの情報を、市町村の協力を得ながら取りまとめ、各学校に周知してきたところでありまして、今後におきましても、子どもたちの学習に適している道内の施設等の情報の提供に努めるなど、各学校が修学旅行をより充実させることができるよう、取り組んでまいり考えてございます。

○小岩均委員 道内の学校の状況はわかりました。

ところで、国の観光庁を通じて、文部科学省から各都府県の教育委員会へ、「北海道への修学旅行の実施について」という要請文書が、先週の9月28日付で出されているとのことでありませう。

道教委も、今後、これに呼応して、従前どおり道外からの修学旅行生に道内の観光地を訪れていただく、そんな動きをされることを、御指摘を含めて求めておきたいと思ひます。

次に、道立青少年体験活動支援施設ネイパルについて、何点かお聞きをします。

青少年の健全育成を図ることを目的に、道内に六つの青少年体験活動支援施設ネイパルが設置されております。どの施設も、規模、利用金額等はほぼ同様でありますけれども、利用状況や宿泊稼働率には差が出ていると資料では示されております。

まず、こうした状況について、道教委としてどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 生涯学習課長相内修司君。

○相内生涯学習課長 道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用状況についてでございますが、ネイパルは、青少年の集団宿泊活動、自然体験活動、その他の体験活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を推進することを目的として、設置しているところでせう。

平成29年度の延べ宿泊者数は、ネイパル深川が約3万1000人と最も多く、その他の5施設につきましては、1万人から1万5000人となっているところでせう。

ネイパル深川につきましては、道央圏や旭川から比較的近く、また、研修室が多いなど、立地条件がよく、利便性が高いことが、他施設に比べて利用者が多い理由と考えているところでございます。

○小岩均委員 今の御答弁からすると、やっぱり、立地条件あるいは利便性の高さ、こういうものが利用者数にも反映されているということだ。

それで、平成18年——10年以上前から、施設の運営管理について、それまでの道教委の直営からNPOなどに、指定管理者制度によって管理の目標を定めて委託しているということだ。

そこで、その管理の目標と、利用者に対する満足度調査の状況、結果についてお知らせをいただきたいと思ひます。

○相内生涯学習課長 管理の目標と設定などについてでございますが、道教委が、ネイパルの運営に関して指定管理者に課している管理の目標は、宿泊者数や日帰り利用者数、体験活動機会の

【第2分科会 10月4日 第4号】

実施数、サービスに係る利用者満足度、研修回数、運営改善のための会議の開催数などを設定しているところです。

利用者満足度調査は、利用促進やサービス向上のため、施設の快適さや事業の内容、食事の質、料金設定、職員の対応等について、道教委が利用者にアンケートを行っているものでありまして、今年度の5月から8月に行った調査においては、全ての項目で、6施設とも、「満足」と「やや満足」を加えた割合が80%を超え、特に、「職員の対応」では施設の平均で97%、「全体的な感想」でも98%と高い評価を得ており、各施設とも、利用者に対して、有意義な体験活動の提供や丁寧な対応を行っていると考えているところでございます。

○小岩均委員 先ほど言われた利用率、そして、今言われた利用者満足度調査のそれぞれの数字なり感想をあわせると、やはり、施設が立っている場所が大きな要素を占めているのかなと思います。満足度が全体で80%ということであれば、ほとんど及第点と言ってもいいと思います。

一方、指定管理者制度が導入されてから7年後の平成25年に、道立少年自然の家の配置の見直しが行われております。

そこでは、施設の見直しの方向が示されておりますけれども、その中身について、どのような見直しが行われたのか、そして、その結果、5年たった今、どのような効果があったのか、お知らせいただきたいと思っております。

○相内生涯学習課長 配置の見直しについてでございますが、道教委では、平成24年度に、学校、地域における活用の状況や稼働率などの利用実態、近隣の同種、類似の施設の状況、施設設備の老朽化の現状等を総合的に勘案して、各施設の方向性について、道立少年自然の家の配置の見直しとして取りまとめるとともに、洞爺少年自然の家を平成25年度末で廃止したところです。

現在のネイパルは、社会教育主事を常駐させ、子どもたちのコミュニケーション能力の育成や、イングリッシュキャンプ等、グローバル社会に対応したプログラムの開発や、効果的な指導方法等を用いるなど、専門性を発揮した事業を実施するとともに、民間サービスのノウハウを生かして、学校の宿泊研修や各種団体の研修の受け入れに力を入れてきておりまして、その結果、宿泊室稼働率は、配置の見直しを行った平成24年度の46.7%から、昨年度は55.3%へと増加しているところでございます。

○小岩均委員 この項目の最後の質問になりますけれども、設置者である道教委と、さまざまな形態をとった指定管理者とでは、独自事業あるいは施設の運営管理などに関する協議や連携をこれまでどのようにされてきたのか、また、道教委は、ネイパルの今後のあり方についてどのように考えているのか、御質問をいたします。

○内田尊之副委員長 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○大川生涯学習推進局長 今後の施設のあり方などについてでございますが、道教委では、各種事業の充実に向けて、ネイパル深川に4名、その他の施設には3名の社会教育主事を駐在させ、事業の企画運営に係る専門的、技術的な事項に関して助言等を行うなど、連携協力を努めているところでございます。

道教委といたしましては、今後、新学習指導要領において、それぞれの教科等の特質に応じた体験活動の重要性が示されていることを踏まえ、ネイパルが、体験活動の機会を確保し、教育的効果が高い学習プログラムの提供を行うことができるよう、引き続き、指定管理者と連携するとともに、民間の活力を生かして利便性の向上などを図り、利用率の向上に向けて、より一層さまざまな取り組みに努めてまいります。

○小岩均委員 ネイパルについて、利用率あるいは管理運営、そして利用者満足度調査のことなど、どちらかというソフトの部分をお聞きしましたが、それぞれの施設が建ってから、相当の年月が経過しておりまして、施設の備品だけではなくて、躯体も老朽化が進んでいると思いますので、今後、計画的な整備を進めていただくよう御指摘申し上げます。

最後の質問になります。

高校教育と人材育成についてお伺いをいたします。

私立学校である立命館慶祥高校では、地方創生につながる人材育成を目的として、来春の入学生から、道内の市町村長の推薦による入試制度に取り組むこととしており、既に、近隣の自治体などとの協定も締結したと聞いております。

一方、道教委においても、小さなまちの小さな高校である地域連携特例校という制度を導入しながら、地方創生につながる魅力ある高校づくりに取り組もうとしております。

そうした内容について、まずお伺いをしたいと思います。

○内田尊之副委員長 企画・支援担当課長平田嘉宏君。

○平田企画・支援担当課長 地域連携特例校の魅力づくりについてでございますが、道教委では、第1学年が1学級の高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ、地元からの進学率が高い高校につきましては、地域連携特例校として存続を図ることとしております。

こうした地域連携特例校におきましても、生徒の多様な進路選択や学習ニーズに対応するため、遠隔システムなどのICTを活用するなどして、少人数であっても、教育環境の維持充実を図るとともに、地域の人材や自然、産業などの教育資源を活用した教育活動を推進するなど、地域との連携をより密にしながら、生徒や保護者はもとより、地域にとっても魅力ある高校となるよう取り組んできております。

また、地域連携特例校が所在する自治体におきましては、地方創生の観点などから、学校を核としたまちづくりに取り組んでおり、道教委といたしましても、これまで以上に、地元市町村と連携しながら、地域とつながる高校づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○小岩均委員 そうした取り組みが、地域の人材育成あるいは地域の活性化につながることを期待申し上げます。

それで、空知管内にある由仁町では、道立由仁商業高校が平成23年に閉校いたしまして、地元の中学生は、必然的に町外の高校へ通わざるを得ない状況にあります。こうしたこともあって、由仁町では、立命館慶祥高校の推薦制度をいち早く取り入れたと聞いております。

また、人口減となっている由仁町では、首長の推薦により入学した生徒が、将来、地域のリー

【第2分科会 10月4日 第4号】

ダーとして、由仁町に戻り、活躍する人材に育ってくれることを期待しているということでありました。

そこで、道教委として、今後、地域の課題解決を主体的に担うことができる人材の育成を図るための施策あるいは高校の配置をどのように進めていこうとしているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○内田尊之副委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 地域を担う人材の育成についてでございますが、地方創生を実現していくためには、教育の役割が重要であることから、地域連携特例校などの再編基準を緩和し、地域における教育機会の確保を図りますとともに、学校におきましては、生徒が地域への理解を深める教育活動の充実に努めてきているところでございます。

また、道教委では、今年度から、地域の課題の解決に取り組む高等学校OPENプロジェクトを通して、地域の担い手となることができる人材の育成に取り組んでおりまして、今後とも、学校と地域が連携した高校の魅力化や特色づくりなどを進めるとともに、地域ごとの実情、特性なども十分考慮しながら、適切な高校配置に取り組み、地域を支える人材育成に努めてまいります。

○小岩均委員 これで終わります。ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 小岩委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

花崎勝君。

○花崎勝委員 通告に従いまして、私からは、特別支援学校の地震対応についてお伺いいたします。

先月6日に発生した、胆振東部を震源とする最大震度7の北海道胆振東部地震では、道内全域に及ぶ停電に加え、断水が発生した地域や、鉄道、バスなどの公共交通機関の運休が相次ぐなど、道民の生活や経済活動に大きな影響がありました。

ライフラインの寸断は、教育現場にも大きな混乱をもたらし、多くの学校が臨時休業となったほか、学校施設の被害も多数発生しています。

今回の地震の発生は未明で、幸い、学校に子どもたちがいない時間帯でしたが、地震の発生が平日であり、寄宿舎のある学校では、多くの子どもたちが寄宿舎に残っていたと聞いております。

とりわけ、特別支援学校では、障がいのある子どもたちの安否確認や安全の確保に加え、保護者への連絡など、さまざまな対応が求められ、教職員の皆さんは大変な御苦勞をされたのではないかと思います。

今回の地震での特別支援学校の寄宿舎における対応について、以下、何点か伺ってまいります。

まず、地震発生時、道立特別支援学校の寄宿舎にはどれぐらいの子どもたちがいたのか、状況をお伺いいたします。

○内田尊之副委員長 特別支援教育課長谷垣朗君。

○谷垣特別支援教育課長 寄宿舎における児童生徒の状況についてでございますが、道立特別支援学校の65校のうち、寄宿舎を有する学校は39校でございます。今回の地震発生時には、この39の寄宿舎に合わせて1370名の児童生徒が在舎をしていたところでございます。

○花崎勝委員 地震で停電になり、断水となった地域もある中で、多くの児童生徒が生活する寄宿舎では、安全の確保を第一に対応されたと思いますが、地震発生直後の各学校の寄宿舎の様子はどのようなものだったのか、また、子どもたちの安全確保にどう対応されたのか、お伺いいたします。

○谷垣特別支援教育課長 子どもたちの安全の確保などについてでございますが、特別支援学校では、危機管理マニュアルに基づき、災害時における職員の役割分担などの組織体制の整備のほか、特に寄宿舎を設置する学校では、年間に複数回、寄宿舎において夜間にも避難訓練を実施するなど、各学校の実情に応じて、防災体制を整備しております。

このたびの地震発生時には、各寄宿舎に宿直していた寄宿舎指導員が各舎室を巡視し、在舎している児童生徒の安否を確認するとともに、避難経路の確保などを行ったほか、全ての寄宿舎が停電となりましたことから、各学校で、参集した、近隣に居住する教職員が協力しながら、電気設備を含めた施設設備の点検とあわせて、生活用水といったライフラインの確保を図るなど、児童生徒や寄宿舎の状況に応じて、安全の確保を図ったところでございます。

○花崎勝委員 次に、保護者への対応について伺います。

このような災害が発生した場合、保護者の方は何よりも子どもの安否が気になり、情報をできるだけ早く保護者に伝える必要があります。

危機管理マニュアルでも対応が示されていると思いますが、今回の地震では、停電で学校の電話が使用できず、電子メールでの連絡も難しい状況にあったと聞いています。

このような状況の中で、子どもたちの安否の確認や学校からの連絡などについて、各学校ではどのように対応したのか、非常時における保護者との連絡体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○谷垣特別支援教育課長 非常時における保護者との連絡体制についてでございますが、各学校では、大規模な地震等が起こった際の安否確認や家庭への連絡に当たっては、通信機器の被災などにより連絡をとることが難しい状況が考えられますことから、あらかじめ複数の連絡・通信手段を準備することとしており、電話のほか、一斉配信メールやホームページなどにより連絡をとることとしております。

このたびの地震では、非常用電源を備えていない学校において、停電により、電話交換機やサーバーへの電力の供給がとまったため、公用の電話や一斉配信メールにより連絡をとることが困難な状況となりましたことから、校内や寄宿舎内に設置された公衆電話を活用するなど、各学校の状況に応じて、連絡・通信手段の確保を図り、当日の朝のうちに、寄宿舎に在舎する児童生徒の保護者に対する安否の連絡や帰宅についての要請のほか、全ての保護者に対する臨時休業の連

絡を行うことができたものでございます。

○**花崎勝委員** 電力の復旧のめどが立たず、断水となった学校もあったことから、全ての寄宿舎が、当面の間、閉舎となり、子どもたちは、保護者が迎えに来て帰宅していますが、中には、交通機関の運休や道路事情などで帰宅できなかった子どもたちもいたと聞いています。

地震後も寄宿舎に残った子どもたちはどれぐらいいたのか、その子どもたちの安全確保にどのように対応したのか、伺います。

○**谷垣特別支援教育課長** 寄宿舎に残った児童生徒への対応についてでございますが、各学校では、停電により、食事の提供が困難なことや、受水槽が作動しないことによる断水など、生活上の支障があることなどから、当面、寄宿舎を閉舎することとし、保護者に対し、児童生徒を帰宅させるよう依頼いたしました。交通機関が運休していることや、自宅が遠隔地にあり、道路事情から保護者が迎えに来ることが困難であるなどの事情によりまして、9月6日は、23の寄宿舎に239名、9月7日は、10の寄宿舎に78名の児童生徒が残ることとなりました。

多くの学校で停電が続く中、児童生徒が残った寄宿舎では、宿直体制の強化、夜間の照明の確保を図るとともに、可能な範囲での調理や、常備している非常食の活用などにより食事を提供したほか、市町村の協力により、非常用発電機や非常食の提供をいただくなど、非常災害時にあっても、子どもたちが安全に寄宿舎生活を送ることができるよう努めたところでございます。

○**花崎勝委員** それでは最後に、今後の取り組みについてお伺いいたします。

寄宿舎は、子どもたちの日常生活の場であり、親元を離れた子どもたちが安全に過ごせ、保護者の方々が安心して子どもたちを預けられるよう、災害発生時の対応も含め、常に安全の確保を念頭に置いた対応が求められます。

道教委は、今回の地震で明らかになった課題をどのように認識し、寄宿舎の一層の安全確保に向けてどう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○**内田尊之副委員長** 教育長佐藤嘉大君。

○**佐藤教育長** 今後の取り組みについてであります。このたびの地震災害では、特別支援学校の寄宿舎に多くの児童生徒が在舎する中、各学校では、危機管理マニュアルなどに基づきまして、教職員の一人一人がそれぞれの役割を分担しながら、子どもたちの安全の確保のため、臨機応変に対応してきたところでございます。

しかしながら、全道規模で停電が発生したことにより、保護者への迅速かつ確実な連絡・通信手段や、非常時における食事の確保などの観点からも、非常用電源の必要性が明らかになったというふうに認識をしているところでございます。

寄宿舎は、年間を通じて、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であり、道教委としては、今後、このたびの災害時の対応等について検証を行うとともに、厳冬期における対応も見据えたマニュアルの見直しといったことを含めて、子どもたちが安心して充実した寄宿舎生活を送ることができるよう、寄宿舎における安全の確保に向けた取り組みを強化してまいります。

以上です。

○花崎勝委員 終わります。ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 花崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

久保秋雄太君。

○久保秋雄太委員 小樽海上技術学校についてお伺いをいたします。

国立小樽海上技術学校についてであります。本道は、四方を海に囲まれ、豊富な水産資源に恵まれており、基幹産業である漁業はもとより、海運業等を支える人材の育成確保が重要な課題となっております。

こうした中、これまで船員の育成に多くの役割を果たしてきた国立小樽海上技術学校は、施設の老朽化などの理由から廃止が検討されており、昨年来、設置者の海技教育機構と小樽市との間で、存続に向けた協議が行われてきているとのことであります。先日の本会議では、小樽市から道教委に相談があり、道教委では、市の計画を聞いた上で対応していくとの議論がされております。

地元・小樽でも、海上技術学校の存続を求める声が高まっていると聞いております。海運業等を支える船員などの人材育成は喫緊の課題であることから、道教委の対応などについてお伺いをいたします。

初めに、国立小樽海上技術学校は、どのようなことを学ぶ学校なのか、学校の概要についてお伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 国立小樽海上技術学校についてでございますが、海上技術学校は、国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構が運営し、国内の海上輸送に従事する人材を育成するため、中学校を卒業した者を入学対象に、船舶の運航に関する学習や航海訓練などを行うほか、高等学校における教科、科目の一部を学ぶ3年制の学校であり、1学年の定員は30名となっております。

○久保秋雄太委員 水産業や海運業、その関連産業などを担う人材育成機関として水産高校があり、小樽市には道立の小樽水産高校があります。

海上技術学校と小樽水産高校には、資格取得や卒業後の進路などにおいて、どのような違いがあるのか、お伺いをいたします。

○山本高校教育課長 小樽水産高校との違いについてでございますが、水産高校は、漁業や海洋、船舶の運航などに関する知識と技術を習得させ、これらにかかわる業務に従事する経営者や技術者を育成する高等学校であり、国語、数学等の教科、科目のほか、漁船による実習などの専門科目を設置しております。

卒業後は、漁業に就職する者が多く、一部は海運業に進んでおり、一定の乗船履歴を積むことで、5級海技士の受験資格を取得できることとなっております。

一方、海上技術学校は、船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、貨物船や客船などの海運業を担う人材を育成する学校であり、海技士の資格取得に関する科目が水産高校

【第2分科会 10月4日 第4号】

よりも多く、商船による長期間の実習を実施しております。

卒業後は、主に海運業に就職しており、一定の乗船履歴を積むことで、4級海技士の受験資格を取得できると承知しております。

○久保秋雄太委員 小樽市は、小樽海上技術学校の存続に向けて、海技教育機構に対し、平成31年度末に閉校となる小樽商業高校の校舎や、廃校となった小学校の校舎を代替校舎として利用することを提案し、道教委にも協力を要請しているとのこととあります。

先月、海技教育機構から小樽市に対し、検討の方向性などが示されたとのこととありますが、両者の協議や道教委への要請の内容はどのようなものなのか、改めてお伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 施設課長相川芳久君。

○相川施設課長 これまでの小樽市の対応などについてでございますが、本年5月、小樽海上技術学校の存続に向け、小樽市は、国土交通省及び海技教育機構に対し、移転先の候補として、旧小樽市立祝津小学校、及び、閉校後の小樽商業高校の跡地を提案したところでございます。

このような中、小樽商業高校閉校後の校舎、跡地等について、9月11日、小樽市から道教委に対して、これまでの経緯の説明と、小樽海上技術学校の移転先の一つとして活用したい旨の相談があったところでございます。

その後、海技教育機構からは、小樽市に対して、仮に存続させる場合、短大化が前提であること、移転先は小樽商業高校に絞って協議を行うこと、加えて、財政負担を含めた提供条件の精査が必要といった回答があった旨、情報提供を受けたところでございますが、この回答を受け、小樽市としてどのような対応をしていくかの連絡は、現時点では受けていないところでございます。

○久保秋雄太委員 海技教育機構は、海技大学校を1校、海上技術短期大学校を3校、小樽など4校の海上技術学校を設置、運営しており、国内における船員育成などの中心的な役割を担っております。

これまでの両者協議などを踏まえ、小樽商業高校の校舎やグラウンドなどの施設の利用について、道教委としてはどのように対応する考えなのか、最後にお伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 教育部長坂本明彦君。

○坂本教育部長 今後の対応についてでございますが、道立高校などの跡地につきましては、道及び道教委が定める、未利用地等に関する方針などに基づいて活用を検討しておりますが、小樽商業高校の跡地に関しましては、現時点では、知事部局を含め、道としての活用は見込まれず、地元・小樽市の意向を確認している段階にございます。

こうした手続を進めていく中で、小樽市におきましては、小樽商業高校の跡地について、海上技術学校とともに、中学校としての活用なども考えられているというふうに向っております、小樽市では、現在、今般の海技教育機構からの回答を受け、さまざまな検討を行っているものと承知しているところでございます。

道教委といたしましては、小樽市から具体的な意向が示された場合には、市の事情等も十分考

慮しつつ、関係部局とも協議しながら、検討を進めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

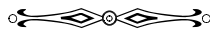
○久保秋雄太委員 船員の育成は、海運業等の発展を支える上で重要であり、その育成機関が小樽市に置かれていることによって、道内の関連施設などに安定的に人材を供給するとともに、地域振興の担い手としての活躍が期待されます。

小樽市を初め、関連する地域の振興を図る上でも、道、道教委として、できることはしっかりと協力していくようお願いを申し上げ、質問を終わります。

○内田尊之副委員長 久保秋委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩



午後2時21分開議

○笹田浩委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

安住太伸君。

○安住太伸委員 それでは、通告に従い、順次伺ってまいります。

初めに、児童生徒の心のケアについてです。

今回の胆振東部地震により被災した児童生徒などの心のケアを行うため、道教委は、厚真、安平、むかわの3町の小中学校、そして高校にスクールカウンセラーを派遣していると伺っております。

この件のこれまでの対応について、状況を伺います。

○笹田浩委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）齊藤順二君。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） スクールカウンセラーの派遣についてですが、このたびの胆振東部地震により被災した児童生徒の心のケアが必要であることから、道教委では、発災後、直ちに、15名のスクールカウンセラーを任用し、児童生徒の状況に応じ、被災3町に、それぞれ1名から3名程度を派遣して、各学校において、教員向けの研修会や個別の相談を実施するとともに、児童生徒に対してカウンセリングを実施するなど、学校全体で心のケアに努めることができるよう支援しているところでございます。

○安住太伸委員 そうしたスクールカウンセラーの派遣を通じて把握した、今回の地震被害の中心である厚真、安平、むかわの3町の子どもさんたちの現在の状況についてお伺いをいたします。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 児童生徒の現在の状況についてですが、被災3町の各学校においては、教職員全体で、児童生徒の見守りや声かけなどを行うとともに、スクールカウンセラーとの連携により、アンケート調査を実施するなど、児童生徒の心理状態の把握に努め、心のケアに取り組んでいるところでございます。

【第2分科会 10月4日 第4号】

現在、被災3町の児童生徒につきましては、地震による不安や体調不良を理由とした欠席者はありませんが、教職員やスクールカウンセラーに対し、夜になると地震への不安がよみがえり、なかなか眠れない、漠然とした不安があり、気分が落ちつかないといった悩みが、複数の児童生徒から寄せられており、こうした児童生徒に対してカウンセリングなどを実施し、きめ細かな対応に努めているところでございます。

○安住太伸委員 私も、かつて、3・11の震災の直後に、一番大きな津波被害を受けたと言われる岩手県石巻市の小学校に、ボランティアという形で支援に入らせていただきました。

そのときに、一緒にお昼をとっていたお子さんたちの中の一人の女兒が突然泣き出したのです。それで、最初は何かよくわからなくて、どうしたのと聞いても、何も答えないので。はっと思って、思い出したのと聞いたら、ただ泣きながら、うんうんとうなずきました。

私が現地に入ったのは6月末でしたから、3カ月以上たっていたのですけれども、時間がたつてからも、そうやって、子どもたちの心にいろんな嫌な記憶がよみがえったり、本当に恐ろしい思いに駆られたりということが続くわけです。

そうしたことが、3町を含め、被災された子どもさんたちの中に、これから起こらないとも限らないという状況を、ぜひ、皆さんもしっかりと受けとめて対応いただくべく、私自身が経験したこととしてお伝えしておきたいと思います。

そのときに感じたことがもう一つあります。

子どもさんたちはもちろん大変なのですけれども、一緒になって対応に当たっている教職員の方々自身も、ある意味で、被災者、当事者であります。石巻のときもそうでしたが、先生方も、大変な苦しみや悩みを抱えて、つらい思いをされていらっしゃいました。

ですから、その辺のことも踏まえて、ぜひ、現場できちっとした対応がスムーズに行われるように、皆さんとしても支援に努めていただきたいと思います。

地震発生から、間もなく1カ月となるわけですが、今申し上げたような、この後も続く、事故当時のいろんな記憶等々からくるストレスが大変心配されるわけです。

平成28年に発生した熊本地震では、ことしの6月になっても、まだたくさん子どもたちがケアが必要だという状況が把握されております。約800人の子どもたちが心のケアが必要だと判断されて、そのうちの440人は、地震から2年が経過して、新たに体調不良などの変化が見られたということでもあります。

被災直後は、緊張状態にあり、ストレスを抱えていても表に出てこない例もあるということです。ので、申し上げているとおりに、長い時間をかけて寄り添っていく必要があると思います。

この項目の最後に、道教委としての今後の対応について、改めて伺いたいと思います。

○笹田浩委員長 指導担当局長赤間幸人君。

○赤間指導担当局長 今後の対応についてでございますが、災害の発生に伴い、児童生徒の心身にはさまざまなストレス症状が起こり得ますが、御指摘がございましたとおりに、当初は症状が目立たないケースや、症状が一度軽減した後に発症するケースもあることから、学校においては、

保護者やスクールカウンセラー、関係機関と連携し、長期にわたって、児童生徒の心身の健康状態の把握に努め、小さなサインを見逃すことのないよう、注意深く見守る必要があるものと認識しております。

道教委といたしましては、今後においても、北海道臨床心理士会と連携し、学校や児童生徒の状況に応じ、引き続き、スクールカウンセラーを派遣するなどして、継続的に心のケアの充実に努め、児童生徒が不安を抱えることなく学校生活を送ることができるよう、支援に万全を期してまいります。

○安住太伸委員 15名の配置ということでありますけれども、先ほど申し上げたような見えない案件に対する対応力も含めて、そこは、適宜、柔軟に考えながら、御答弁にあったように、万全の対応を期していただきたいと強く指摘しておきたいと思えます。

続きまして、学校施設等におけるアスベスト対策について伺います。

ことしの6月以降、極めて残念なことに、私の地元である旭川市の3校の学校において、それまで飛散のおそれがないと報告されていたにもかかわらず、アスベストの剝離と落下の状態が確認されました。つまり、飛散のおそれがある状況が確認される事案が発生いたしました。

私は、平成27年11月の建設委員会で、法が改正された以降の対応にかかわり、いろんな取り組み状況等を伺いまして、道として、これまで、マニュアルの改定等を行い、さらに、緊急点検、再調査に基づく、各市町村の現場担当者向けの研修会の実施等々、さまざまな対策に努めてきたことは承知しております。しかし、こうしたことが起こってしまったわけです。

しかも、その調査で、一旦、おそれがないと報告されていたものが、このような状況に至ったということは、調査そのものの信頼性に対して疑義が生じる、極めて重大な事態だと私は受けとめております。

その点で、道議会や道教委と現場の市町村との間の危機感なり問題意識のずれといいましょうか、なぜ、こういうことが起こってしまったのかに対する道教委としての改めての受けとめ方について、まずお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 総務政策局長土井寿彦君。

○土井総務政策局長 アスベスト対策に係る市町村への指導についてでございますが、平成26年6月の厚生労働省の石綿障害予防規則の改正を受けまして、市町村教委に対し、児童生徒等に健康被害が起こることがないように、学校施設の日常点検の実施や、必要に応じて、専門業者等に相談、確認を行うよう通知するとともに、毎年度、市町村教委を対象とした公立学校施設整備事務等実務研修会において、アスベスト対策に万全を期すよう指導してきたところでございます。

文部科学省では、アスベスト対策について、隔年で、その実施状況のフォローアップ調査を行っております。こうした調査の結果として、飛散のおそれがないとされていたアスベスト含有の煙突用断熱材が剝離、落下していた事案が発生したことは、非常に残念なことであり、道教委としては、より一層、危機意識を持って、日常点検などの対応を行うよう、今般の事案を紹介するなどして、アスベスト対策の重要性について改めて指導してまいる考えでございます。

○安住太伸委員 実には、旭川市議会における議論の中で明らかになったことなのですが、ことしの6月になって発見された経過として、ことし5月時点での調査までは、ただ灰出し口から中をのぞいて、剝落なり落下の状況を確認するだけの検査にとどまっていたということがはっきりしているのです。

では、今まで道議会で議論してきて定めたマニュアルだとか、専門的な知見、技能を持った方によるアドバイス等が必要であるといったやりとりは一体何だったのかということにもなるわけで、今お話があったような危機感を持って、各現場との間で、再度の取り組みの徹底をしっかりとさせていただきたいと強く申し上げておきます。

と同時に、これも市議会の議論の中で明らかになっていることなのですが、残念なことに、旭川市としては、調査がなかなか思うように進んでこなかった理由に、財政事情を挙げております。例えば、文科省が用意している補助制度を承知しつつも、その申請のためには時間がかかることなど、なかなか思うように調査が進まなかったという趣旨の発言をしているのです。

こういうことを踏まえると、現場の各市町村における財政事情を背景として、調査の進展が思うようにいかないということが、ほかにもまだまだあるのじゃないか。点検すらも、道で議論してきて定めたようなことがされていないという状態もあるのじゃないかと本当に懸念されるのです。そして、その背景に財政事情があることが強く疑われもします。

ですから、これまでも国に対して要望してきていることは承知しておりますが、今般の事案の発生を受けて、改めて、そのことをしっかりと求めていくべきと考えております。この点に対する見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 教育部長坂本明彦君。

○坂本教育部長 今後の対応についてでございますが、学校は、子どもたちが長い時間を過ごす学習の場でございますので、アスベスト対策を初めとした、安全で安心な教育環境の整備は、最優先で取り組んでいかなければならない課題というふうに認識しております。

このため、道教委では、市町村教委に対しまして、アスベスト対策に万全を期すよう指導してきたところでございますが、アスベスト対策が進まない理由の一つには、市町村の財政状況が厳しいということも考えておまして、これまで、国に対し、あらゆる機会を活用して、補助要件の緩和とか地方財政措置の充実について要望してきたところでございます。

今般の事案を踏まえまして、今後とも引き続き、全国公立学校施設整備期成会などの関係団体とも連携し、強く要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○安住太伸委員 ぜひ、そこは強く求めて、しっかりと対処していただきたいと思います。

それでは、高校配置計画について伺います。

旭川工業高校の自動車科が、本年度、募集停止となり、今まで道内に唯一あった公立高校の自動車科が完全になくなるという事態になりました。

この間、いろんな議論があったことは承知しておりますが、昨今の非常に厳しい人手不足という状態を踏まえて、地域や業界の方々から、そうした対応がどうだったのかという声が上がって

きております。

改めて伺いたいと思いますが、そもそも、極端に人気がないわけでもなかったこの自動車科を募集停止とするに至った理由をまず伺います。

○**笹田浩委員長** 配置・制度担当課長櫻井良之君。

○**櫻井配置・制度担当課長** 旭川工業高校自動車科の募集停止の経緯についてでございますが、旭川市を含む上川南学区に係る、平成27年度に策定した高校配置計画では、当該学区の中学校卒業生数の減少状況や、学校、学科の配置状況、それまでの市内の定員調整の状況などを総合的に勘案し、本年度から、旭川工業高校と旭川北高校を各1学級減としたところでございます。

このうち、旭川工業高校は、電子機械、電気、情報技術、建築、土木、自動車、工業化学の7学科、7学級で構成されておりましたが、1学級減に伴う学科の構成につきましては、自動車科が、教育課程の工夫により、これまでの学習内容の一部を他の学科において引き続き学習することができることや、市内の私立高校にも設置されていることなどを勘案いたしまして、当該学科を募集停止としたところでございます。

○**安住太伸委員** 自動車科の卒業生の進路としては、自動車整備士、あるいはディーラーへの就職等々があるわけです。

配置計画を示してから、そうした業種の方々を含め、いろんな意見、要望等が寄せられたと思いますが、その内容について伺います。

○**笹田浩委員長** 企画・支援担当課長平田嘉宏君。

○**平田企画・支援担当課長** 配置計画に対する意見等についてでございますが、平成27年6月に示した配置計画案に対しまして、旭川工業高校の同窓会が中心となり、自動車販売協会を初めとした地域の産業団体の意見を取りまとめ、各産業分野に対応した有為な人材育成の必要があるとして、第1学年で7学級、7学科の維持を求める要請書をいただいたところでございます。

また、地域別検討協議会では、旭川市内のPTA関係者から、例年、定員を上回る入学者がいることや、卒業生の就職内定率が高いことなどから、地域で必要とされている学校であり、学級減について再考を求めるといった意見をいただいたところでございます。

○**安住太伸委員** 道立高校の職業科が持つ意味には大きく二つあって、一つは、子どもたち、学生たち自身にとっての選択の多様性、幅をしっかりと確保するということ、もう一つは、産業界のニーズ、要望に応じていくということだと思っております。

前段の問題にかかわっては、例えば、午前中の他部所管の質疑の中でもあったように、帯広の高等技術専門学院でも、自動車整備科に対する応募は、定員を大きく超えて殺到しているわけです。今お話があったように、旭川工業高校の自動車科も同じでした。それを、旭川を含めた上川南学区の中だけの人口動態で判断するということが果たしてよかったのかといった問題があると思うのです。そうしたニーズを全道的に受けとめる唯一の学校だった職業科を、今お話があったような状況の中で廃止して本当によかったのか。

それは、業界サイドのニーズということについても同じです。片や、今、林業界として非常に

【第2分科会 10月4日 第4号】

不足している人材を林業人として供給すべく、道がお金をかけて大学校をつくろうという議論をしているわけですが、この件については、業界ニーズとしても極めて強い要望が寄せられていた中での判断としてどうだったのか。

平成27年ごろに、いろんなニーズ調査等を行いながら、議論してきたことは承知しておりますが、そこから、年を追うごとに人手不足感が高まってきているわけで、今、改めて、事情の変化も踏まえた、もう一段の検討をしていく必要性に立ち返るべきじゃないかと私は感じているところです。

道立高校として唯一の学科であり、募集停止とすることで全道から完全になくなってしまう、そのことを決めた理由について、改めて伺いたいと思います。

○**笹田浩委員長** 学校教育監村上明寛君。

○**村上学校教育監** 自動車科の募集停止についてでございますが、先ほど担当課長からも答弁させていただきましたが、自動車科につきましては、教育課程の工夫により、これまでの学習内容の一部を他の学科において引き続き学習することができ、生徒の自動車産業への進路希望にも対応することが可能であることなどから、募集停止とさせていただいたところでございます。

道教委といたしましては、中学校卒業生数が引き続き減少する中であっては、職業高校を含めた高校の定員調整や再編は避けて通れないと考えておりますが、今後とも、経済社会の変化に対応した人材育成に向け、知事部局はもとより、地域の関係機関や産業界等との連携のもとで、学校における実践的な教育活動を推進しますとともに、生徒や保護者のニーズはもとより、地域ごとの実情、特性などを十分考慮した高校配置に努め、社会の変化や時代の要請に応える高校づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

○**安住太伸委員** 私としては、御答弁にもありましたように、時間の経過に伴って変化していく状況を受けとめながら、いかに対処するのが適切な方法なのか、それを判断していただく機会が今後あってもいいのだろうなと思うところです。

配置計画の決定後、申し上げているとおり、需要は生徒側からも業界側からも高まってきていると思います。必要であれば、そうしたことを再度調査することも考えていけばいいわけです。

また、そうした双方のニーズに対する道教委としての使命を考えたときに、何せ唯一であった公立学校の自動車科を完全になくしてしまったことがよかったのか悪かったのか、そういうことになっていくのだろうと思うのです。

そこで、自動車科の復活について、そうした変化する状況を踏まえて対応していく必要があると思いますが、その点についての見解を最後にお伺いしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 教育長佐藤嘉大君。

○**佐藤教育長** 工業に関する学科の配置についてでございますが、工業科は、技術革新や環境負荷軽減技術など、工業を取り巻く環境の変化に対応しながら、各分野に関する基礎的、基本的な知識と技術を習得させる教育を進めております。

こうした中で、自動車科は、他の学科に比べ、教育課程の工夫により、これまでの学習内容の

一部を他の学科において引き続き学習することができ、生徒の自動車産業への進路希望にも対応することが可能であると判断したことから、本年度をもって生徒の募集を停止したところであります。

道教委といたしましては、今後とも、人口減少下における高校の配置について、それぞれの学科に関連する分野への進学や就職の状況などを総合的に勘案するとともに、工業科を初めとする職業学科については、地域の実情も考慮しながら、社会の変化や時代の要請に対応した学科となるよう検討を加えるなどして、適切な配置に努めてまいります。

以上です。

○安住太伸委員 終わります。

○笹田浩委員長 安住委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

内田尊之君。

○内田尊之委員 それでは、教育委員会所管審査の最後の質問者として立たせていただきます。

初めに、胆振東部地震による学校への影響についてお伺いをいたします。

さきの一般質問で、我が会派の同僚議員から、地震による子どもたちの心身や授業への影響が懸念されるため、学校の臨時休校の状況、今後の対応、被災した児童生徒の心のケアなどについて伺ったところでありますが、ほかにも、学校施設の被害や、修学旅行などにも影響が出ているとのことでありますので、以下、何点かお伺いをいたします。

まず、今回の地震による学校施設の被害の状況についてであります。道内の市町村立の小中学校、高等学校の校舎などの被害の状況や、主な被害の概要、これまでの対応状況についてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 施設課長相川芳久君。

○相川施設課長 市町村立学校の被害状況についてでございますが、今回の地震災害では、10月1日現在、厚真町や安平町、むかわ町の小学校など、20の市と町の240校において学校施設の被害があったと報告を受けており、その主な被害内容といたしましては、内外壁等のひび、亀裂が101校、床、廊下のゆがみ、ひび割れが52校、天井材、照明器具の落下が46校などとなっているところでございます。

各市町村においては、それぞれ復旧作業に着手しておりますが、道教委では、円滑な学校運営の確保に向け、文部科学省と協力し、公立学校施設の災害復旧事業の事務処理の流れや留意点についての説明会を、市町村を対象として開催するとともに、被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町には、直接赴き、災害復旧工事について技術的な助言を行うなどの対応を行ってきているところでございます。

○内田尊之委員 それでは、道立の高等学校、特別支援学校についても、同じく、校舎などの被害の状況や、主な被害の概要、これまでの対応状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○相川施設課長 道立学校の被害状況についてでございますが、10月1日現在、道立の高校の48

【第2分科会 10月4日 第4号】

校、特別支援学校の10校において施設被害があり、その主な被害内容といたしましては、内外壁のひび、亀裂が、高校で14校、特別支援学校で4校、電気機器の破損が、高校で15校、特別支援学校で3校、ガラスの破損が、高校で14校、特別支援学校で2校などとなっているところでございます。

道教委では、これらの被害に対し、直ちに、危険箇所の注意表示や簡易的な修繕などの応急措置を行うとともに、被害が大きかった厚真町など3町における四つの道立高校に対しては、技術職員を派遣して、建物の応急危険度判定を行ったほか、敷地内の通路に地割れが確認された追分高校については、専門業者の調査や応急危険度判定の結果により、安全確保のため、敷地内の通路及び体育館は使用しないこととしたところでございます。

○内田尊之委員 ただいまの報告をお聞きしますと、広範囲で被害が出ているようであります。

地域の学校は、災害時において避難所に指定されることが多いと思いますけれども、今回の地震で市町村から避難所に指定された公立学校の状況と、そこでの電源確保はどのように行われ、支障などは出ていなかったのか、お伺いをいたします。

○相川施設課長 避難所を開設した公立学校の電源確保についてでございますが、このたびの地震災害を受けて避難所となった公立学校は、政令市である札幌市を除きますと、117校であり、うち、90校で非常用電源設備を稼働させたところでございます。

そのほかの27校におきましては、19校が非常用発電機を持ち込んで対応し、7校については、日中に停電が復旧するなどしてはいますが、1校については、電源確保が困難で、持ち寄りの懐中電灯により夜間を過ごしたと伺っており、翌日には、この避難所は、避難者の減により閉鎖したと報告を受けているところでございます。

○内田尊之委員 震源地に近い厚真町や安平町の学校施設では被害が大きいことから、これまで、文部科学省の職員等が現地入りし、災害復旧工事に向けて技術的な助言を行うなどの対応をしてきたと聞いております。

今回の地震で被害を受けた道内の公立学校施設の早期復旧に向けて、道教委は、今後、どのように対応していくのか、また、学校の体育館などが避難所に指定された場合に、円滑な対応ができるよう、どう備えていくのか、伺います。

○笹田浩委員長 教育部長坂本明彦君。

○坂本教育部長 今後の対応についてでございますが、被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町はもちろんのこと、被害を受けた全ての学校施設において、早期に復旧が進み、円滑な学校運営が可能となりますよう、市町村に対しましては、引き続き、文部科学省と協力し、迅速に申請手続が進むよう支援いたしますとともに、国の補助事業などを活用した整備に努めるほか、災害復旧に関する技術的な助言を行うなど、それぞれの市町村のニーズに沿って対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回の災害対応を検証の上、避難所に指定された学校施設の安全性の確保に取り組み、食料品等の備蓄スペースや災害発生時の電源確保などについての要望、相談があった場合には、

市町村と十分協議いたしますとともに、関係部局とも連携し、避難所として必要な防災機能の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、修学旅行への影響についてお伺いをいたします。

今回の地震により、道外から道内を訪れる中学生や高校生の修学旅行のキャンセルが相次ぎ、観光業に大きな影響を与えていると伝えられております。

道内の小中学校の修学旅行は道内での実施がほとんどのため、地震が発生した日に修学旅行の出発を予定していた学校では、実施を見合わせるなどの影響があったと思います。

地震があった9月6日以降、修学旅行を予定していた道内の小中学校、特別支援学校の小中学部はどのくらいあったのか、これらの学校は、その後、どのように対応することとなったのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 義務教育課長池野敦君。

○池野義務教育課長 小中学校等における修学旅行の実施状況についてであります。地震が発生した9月6日または7日に修学旅行の出発を予定していた学校は、小学校が46校、特別支援学校の小学部が1校、中学部が1校の、計48校であり、全ての学校が出発を延期したところでございます。

また、多くの地域で電力が復旧した9月8日以降に出発を予定していた学校は、小学校が98校、中学校が14校、特別支援学校の小学部が8校、中学部が4校の、計124校であり、そのうち、予定どおり実施することとした学校は69校、出発を延期した学校は55校でございました。

地震災害により修学旅行を中止した学校はなく、延期した全ての学校が実施することとなっております。

○内田尊之委員 小中学校などの中には、修学旅行中に地震に遭った学校もあるのではないかと思います。混乱なく、無事に旅行を終えることができたのか、また、道教委は、修学旅行中の学校にどのように対応したのか、お伺いをいたします。

○池野義務教育課長 旅行中の状況等についてでございます。地震が発生した9月6日に修学旅行を実施していた小学校は23校、中学校は19校、特別支援学校の小学部は2校、中学部は4校であり、これらの学校の中には、次の見学場所に移動できず、宿泊施設で待機した、宿泊施設が確保できず、1日早く帰校したなど、当初の予定を変更した学校があったものの、全ての学校が安全に修学旅行を終えております。

道教委では、旅行中の全ての学校について、当該教育委員会、学校を通じて、児童生徒の安全や、宿泊施設、移動手段の確保の状況などのほか、必要な支援について把握し、学校の要請に応じて、帰校が困難となった場合における受け入れが可能な避難所の情報提供や、待機していた宿泊施設への非常食の提供などを行ったところでございます。

○内田尊之委員 続いて、延期による影響についてお伺いをいたします。

修学旅行を間近に控えていた学校では、地震への対応とともに、修学旅行の日程変更などで大

【第2分科会 10月4日 第4号】

変だったと思います。

修学旅行の延期によるトラブルなどの状況はどのようになっているのか。また、延期する場合、今後の学校行事との兼ね合いなど、時期的に留意すべきこともあると思いますが、道教委ではどのように対応してきているのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 学校教育局長岸小夜子さん。

○**岸学校教育局長** 延期による影響などについてでございますが、修学旅行を延期した学校は、旅行業者等と連携して、計画の変更を行っており、現在までのところ、延期に伴う問題は報告されておりませんが、引き続き、当該校の状況に留意してまいります。

各学校が修学旅行を延期して実施するに当たりましては、各教科等の授業時数に影響がないようにすることや、学習発表会など、ほかの学校行事と実施時期が集中しないように配慮すること、また、実施する時期を踏まえて、無理のない日程、内容とすることや、活動場所、施設設備等が安全であることを改めて確認することなどに留意するとともに、こうしたことについて、保護者に丁寧に説明することが大切であります。

道教委では、これらの留意事項について、実施を延期した道立学校に指導いたしますとともに、市町村教育委員会にも同様の趣旨で指導助言を行っているところでありまして、引き続き、学校現場の状況に応じて、必要な対応をしてまいります。

○**内田尊之委員** 続いて、震災・学校支援チームについてお伺いをいたします。

地震後、道教委では、阪神・淡路大震災の経験と教訓から、被災地の学校に対してさまざまな支援活動を行っている兵庫県教育委員会の震災・学校支援チーム、いわゆるEARTHの協力を得て、被災3町において、学校再開後の課題の把握や現場への支援を行っているとの報道がありました。

兵庫県教委のEARTHは、現役の教職員による、非常災害発生時の学校支援組織であり、阪神・淡路大震災での被災者でもある教職員が、避難所の運営や被災者の心のケア、学校再開のプロセスなどに携わった経験を生かして組織されたチームでありまして、直近の7月豪雨災害を初め、多くの大災害の現場で活躍をされております。

本道でも、大災害に備え、このような組織づくりを考える段階に来ているのではないかとこのように思いますので、以下伺ってまいります。

道教委では、被災地にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のケアなどを行っておりますが、学校再開後は、児童生徒のケアはもとより、学校運営にかかわる支援や、厳しい環境の中で授業に取り組む教職員のケアも重要と考えております。

こうした学校再開後の支援について、道教委やEARTHは、今回、どのような活動を行ってきたのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 総務政策局長土井寿彦君。

○**土井総務政策局長** 道教委やEARTHの活動についてでございますが、道教委では、9月6日の地震発生後、北海道臨床心理士会と連携して、厚真町などの被災3町にスクールカウンセラ

一を派遣し、児童生徒の心のケアと現場教員に対する相談等を進めてまいりました。

そのような中、兵庫県教委から道教委に対し、これまで、多くの被災地において、児童生徒、教職員のケアや学校運営活動を支援しているEARTHの派遣の申し出があり、被災3町の学校再開における留意点など、学校運営に関することのほか、教職員のケアなどについて助言をいただいたところでございます。

EARTHには、厚真町及び安平町からの要望を踏まえ、今週末まで継続派遣をしていただき、日常的な学校運営や、児童生徒、保護者へのかかわり方について、教員からの相談や教育活動の支援などの活動を行っていただいておりますが、児童生徒の心のケアは、長期間にわたって注意深く行っていく必要があることから、今後は、道教委において、EARTHの助言なども参考にしながら、適切に対応してまいる考えでございます。

○内田尊之委員 今回の災害を経験いたしまして、被災地の学校での運営支援や教職員のケアを適切に行うためには、災害対応で得たノウハウの蓄積や、それを活用して迅速に対応できる体制を整備しておく必要があると考えます。

今後、本道で大規模な災害が発生した場合に、被災地の学校で適切な支援活動を展開できる体制整備が必要と考えますが、道教委の見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 教育長佐藤嘉大君。

○佐藤教育長 今後の体制整備についてであります。道教委といたしましては、初動対応や被害の状況の把握、また、被災地域への応援、支援のあり方など、今回の地震災害に関する対応について、十分な分析、詳細な検証を行い、災害対応のマニュアルの見直しを行うこととしておりますが、このたびの災害を教訓として、道内において大規模な災害が発生した場合に備えて、被害がなかった地域から被災地域に対する支援体制の整備が重要であると認識したところでございます。

道教委といたしましては、今後、被災した学校が速やかに再開が可能となるには、どのような支援体制が求められるのか、また、どのような具体的な支援が必要になるかなどについて、EARTHの今回の活動も参考としながら、早急に検討して、災害対応の充実強化につなげてまいります。

以上です。

○内田尊之委員 続きまして、学校のブロック塀の安全対策についてお伺いをいたします。

6月の大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて、文部科学省では、ブロック塀の安全点検調査を実施し、その結果が8月に公表されております。

調査の結果、安全性に問題があるものについては、速やかに安全対策を実施することや、外観点検で安全とされたものについて使用を続ける場合は内部点検を行うことなどの対応が示されておりましたので、道教委のこれまでの対応や今後の取り組みに関して、以下、何点かお伺いをいたします。

今回の胆振東部地震で、学校のブロック塀への影響が懸念されておりましたが、道内の公立学

校における安全点検など、地震後の対応や、被害の状況についてお伺いをいたします。

○相川施設課長 胆振東部地震による学校のブロック塀への影響についてでございますが、本年6月に文部科学省が実施した、学校施設におけるブロック塀等の安全点検調査では、34の市町の69の幼稚園、学校におきまして、塀の劣化や損傷が判明し、塀の付近の立入禁止などの応急措置を講じたところでございます。

道教委では、このたびの地震による全道の学校施設の被災状況について調査した結果、損傷が確認されたブロック塀は1件であり、札幌市の小学校の1校のブロック塀において新たな箇所にはび割れが生じ、年内に撤去する旨、札幌市教育委員会から報告を受けているところでございます。

○内田尊之委員 8月に公表された調査結果では、道立学校では、7校で、安全性に問題があるブロック塀等が確認されておりますが、これまでの対応状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○相川施設課長 道立学校におけるブロック塀等の安全対策についてでございますが、道教委では、文部科学省の調査の後、道立の高校等について、技術職員による、図面の確認や目視、打音などの点検を行い、高校で5校、特別支援学校で2校の、計7校のブロック塀等の安全性に問題があることを把握し、速やかに立入禁止などの応急措置をとったところでございます。

これら7校につきましては、既に1校が改修済みであるほか、5校については、現在工事中であり、年内には、撤去、改修が完了する見通しでございます。

なお、残りの1校につきましては、撤去後に改めて設置を必要とするなど、工事規模が大きいため、現在、工事に向けた設計などについて検討を行っているところでございます。

○内田尊之委員 市町村立学校についてでありますけれども、道内の市町村立学校では、62校で安全性に問題があるブロック塀等が確認されております。

市町村のこれまでの対応状況と道教委の対応についてお伺いをいたします。

○相川施設課長 市町村における対応状況についてでございますが、本年6月の文部科学省の調査では、道内の市町村立の学校や幼保連携型認定こども園の全1726施設のうち、ブロック塀等を有するのは107校であり、そのうち、外観点検の段階で安全性に問題があると判断した施設は62校であったところでございます。

この調査結果を受けまして、道教委では、各市町村教育委員会に対し、塀の撤去や改修など、速やかに改善を図るよう指導し、それぞれの市町村においては、塀の付近の立入禁止などの応急措置を講じたところでございます。

また、外観点検において問題が確認されなかった施設に対しても、内部構造の点検を速やかに行うよう指導しているところでございます。

○内田尊之委員 それでは最後に、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

文部科学省では、安全点検や安全対策等の実施状況に関するフォローアップ調査を予定しているとのことですが、どのようになっているのか。また、ブロック塀等の安全対策を国庫補

助の対象とすることが検討されているとも伝えられており、これらのことを踏まえて、道教委では、今後、ブロック塀等の安全対策にどのように取り組んでいく考えなのか、教育長に伺います。

○佐藤教育長 ブロック塀の安全対策に関して、今後の対応についてでございますが、ブロック塀に係る安全点検や安全対策等の実施状況に関する文部科学省のフォローアップ調査については、これまでのところ、通知はされておきませんが、道教委といたしましては、児童生徒の学習の場の安全確保を図るため、できるだけ早期に、市町村の実施状況について独自に調査を行う考えでございます。

また、道教委におきましては、これまで、国費要望や全国都道府県教育長協議会などを通じて、ブロック塀等の安全対策に係る費用の予算化について要望してきておりますが、今後とも、その予算化につきまして、他都道府県教委とも連携を図りながら、国に対して強く要望してまいります。

以上です。

○内田尊之委員 ただいま教育長から答弁をいただきましたけれども、学校のブロック塀の安全対策に関連して、東京都は、都立高校などで、ブロック塀にかえて、国産材を使った木の塀を試験的に設置し、耐久性や耐震性、維持管理費などを検討しながら、順次、建てかえを進めるとしてございまして、7月の全国知事会で、国産材活用策の研究などを行うプロジェクトチームへの参加を呼びかけたところ、これまでに40道府県の賛同を得て、秋にもチームの初会合が開かれるとの内容が報道されておりました。

積雪寒冷地の本道では、導入へのハードルは高いものであると思っておりますけれども、折しも、林業大学の開設に向けた校舎等の整備や、新たな森林管理システムがスタートすることから、道産材の利用拡大や林業大学のPRに向けて絶好のチャンスと考えるところであります。

道、道教委には、積極的に取り組むよう強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○笹田浩委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹田浩委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

【第2分科会 10月4日 第4号】

1. 閉 会

○**笹田浩委員長** 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、9月28日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、内田副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶いたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時13分閉会